

# 令和6年9月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和6年9月12日 木曜日（午前10時開議）

出席議員（14人）

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
5番	炭谷	猛
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	諸 隈 啓 一 郎

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
企画観光課長	佐々木 健太郎
税 財 政 課 長	太 川 一 輝
健康推進課長	畑 中 浩 輔
長寿支援課長	荒 木 俊 行
会 計 課 長	田 崎 あ け み
住民福祉課長	田 崎 真 子
農林水産課長	
兼農業委員会事務局長	森 文 博
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	小 中 尾 寿 隆
総務防災係長	井 原 和

## 議事日程

- 第 1 同意第 3 号 川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 第 2 同意第 4 号 川棚町監査委員の選任について同意を求める件
- 第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件
- 第 4 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件
- 第 5 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件
- 第 6 報告第 7 号 専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）
- 第 7 報告第 8 号 専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）
- 第 8 報告第 9 号 専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）
- 第 9 報告第 10 号 専決処分の報告（令和 6 年度川棚町一般会計補正予算  
（第 2 回））
- 第 10 報告第 11 号 専決処分の報告（令和 6 年度川棚町一般会計補正予算  
（第 3 回））
- 第 11 議案第 42 号 令和 6 年度川棚町一般会計補正予算（第 4 回）
- 第 12 議案第 43 号 令和 6 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 2 回）
- 第 13 議案第 44 号 令和 6 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第 1 回）
- 第 14 議案第 45 号 令和 6 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算  
（第 1 回）
- 第 15 議案第 46 号 令和 6 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算  
（第 1 回）
- 第 16 議案第 47 号 川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例
- 第 17 議案第 48 号 川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第 49 号 公の施設の指定管理者の指定の件  
（川棚町大崎自然公園）
- 第 19 議案第 50 号 公の施設の公共施設等運営権の設定の件  
（川棚町大崎自然公園）

第 20 議案第 51 号 町有財産の処分及び無償譲渡について

(川棚町大崎保養・宿泊施設)

第 21 議案第 52 号 町有財産の処分及び無償譲渡について

(川棚町大崎温泉施設)

第 22 請願第 3 号 消費税インボイス制度の廃止を求める請願書

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

### 日程第1 同意第3号

**議 長** 日程第1、同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

**町 長** 同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」について、提案理由をご説明いたします。

教育委員会の組織につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に「教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する」と規定されております。

水落雅美教育委員の任期が、本年9月30日をもって満了を迎えることから、議案のとおり引き続き水落雅美氏を川棚町教育委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

水落氏は、議案に記載しておりますとおり、川棚町白石郷にお住まいであります。

同氏は、平成5年3月に長崎短期大学をご卒業になり、平成14年から川棚純心こども園において、保育教諭として勤務されております。多年にわたり幼児教育についての経験を有しておられます。

令和2年10月1日から川棚町教育委員に任命され、本町の教育行政の向上に取り組んでいただけてきたところであります。

これまでの4年間において、豊富な経験と卓越した見識を活かして着実に成果を納め、本町の教育に多大なご貢献をいただいております。住民の信頼も厚く、これからもその職務を十分に果たしていただけるものと確信をしているところであります。ご提案申し上げるものであります。

なお、教育委員の新たな任期は、令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間であります。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。よろしいですか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。全員起立です。したがって、同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10 : 04)

日程第2 同意第4号

**議 長** 次に、日程第2、同意第4号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

**町 長** 同意第4号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」について、提案理由をご説明いたします。

本町の監査委員2名のうち、見識を有する者のうちから選任する監査委員、堀池靖彦氏の任期が本年9月30日までとなっておりますので、議案に記載のとおり堀池靖彦氏を引き続き選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

堀池氏は、議案に記載のとおり、川棚町中組郷にお住まいでございます。

同氏は、昭和43年3月に同志社大学経済学部をご卒業になり、同年6月から長崎県信用保証協会に勤務され、以来、同協会の佐世保支所長、長崎本所の総務部長を歴任され、平成18年3月に定年退職されております。

退職後も、同協会佐世保支所の常任相談役として平成21年3月まで勤務され、中小企業者の相談、診断、情報提供や融資に関わるなど、中小企業の振興と発展に寄与されてきました。

その後、平成24年10月1日から、本町の監査委員にご就任いただき、これまで、3期12年にわたり信用保証協会でも培われてきた知識と経験を、如何なく発揮してくださっているところであり、今後も適切にその職務を果たしていただけるものと確信しているところであります。

地域住民からの信頼も厚く、人格・識見ともに監査委員として適任と認めますのでご提案申し上げます。

なお、監査委員の新たな任期は、令和6年10月1日から令和10年9月30日まで4年間です。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

**議 長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第4号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、同意第4号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10 : 07)

### 日程第3 諮問第1号

議 長 次に、日程第3、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町 長 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の提案理由をご説明いたします。

人権擁護委員は法務大臣が委嘱することになっておりますが、人権擁護委員法第6条第3項により市町村長は議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと定められております。

人権擁護委員の定員数については、法務大臣が定める定員数により本町は4人となっております。現在3人の方が人権擁護委員の委嘱を受けておられ、1



人欠員となっております。

前委員高以良壽人氏につきましては、令和5年12月31日をもって任期満了を迎えたところであり、同氏からは事前に退任の意向を受けておりましたので、後任の選任にあたっては、高以良氏の任期満了に合わせて選出事務を進め、複数の方に就任のお願いをいたしました。本人の承諾が得られず、任期満了までに議会への推薦手続きができませんでした。このたび、推薦する候補者としてご本人の承諾が得られましたので、後任の選任について議会の意見を求めるものであります。

議案に記載のとおり、推薦する候補者は、白石郷にお住まいの松尾正道氏で、昭和32年生まれの67歳であります。同氏は昭和55年3月に長崎総合科学大学を卒業後、同年4月から長崎市立東長崎中学校で教職に就かれ、その後平成14年3月まで4つの中学校の教諭として勤務され、同年4月からは中学校の教頭、教育委員会学校教育課主幹として勤められ、平成18年4月から平成30年3月定年退職まで川棚町立川棚中学校を含め4つの中学校の校長を務められております。定年退職後の再任用教員として令和4年3月までの3つの中学校での勤務も含め、通算43年間学校教育に関わっておられ、人格・見識が高く、教育現場での人権週間やいじめ根絶の取組など人権に対する理解が深く、人権擁護委員として適任と認められますので、候補者として推薦するものであります。

委員の任期は3年間となります。なお、前委員高以良氏につきましては、人権擁護委員法第9条にただし書き規定として、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行うと任期伸長規定が置かれていることから、前任期の満了以降も事情をご了解いただき、新たな人権擁護委員の委嘱を令和6年7月予定と伝えておりましたので、令和6年6月30日まで引き続き委員として活動していただいております。

松尾氏が法務大臣から委嘱を受けることになると、任期期間は令和7年1月1日から令和9年12月31日までの予定であります。

以上で説明を終わりますが、候補者として推薦することにつきまして、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

**議** 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これを適任者と認めるとの意見とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** 長 はい。全員起立です。したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」は、適任者と認めると答申することに決定をいたしました。

(10 : 12)

#### 日程第4 諮問第2号

**議** 長 次に、日程第4、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」を議題といたします。この議題の審議において、地方自治法第117条の規定によって、山中美由紀議員が除斥の対象となります。山中美由紀議員の退場を求めます。

(山中美由紀議員 退場)

**議 長** 本件について説明を求めます。町長。

**町 長** 諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の提案理由をご説明いたします。

山中美由紀氏におきましては、平成31年1月に人権擁護委員の委嘱を受けられ、現在2期目であり、令和6年12月31日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について議会の意見を求めるものであります。

議案に記載のとおり、山中氏は中組郷にお住まいで、昭和33年生まれの66歳であります。同氏は昭和52年3月に長崎県立佐世保東商業高等学校を卒業後、同年4月から川棚町役場に勤務され、その後、係長や課長を歴任されまして、平成29年3月末に会計課長を最後に退職されております。退職後は、平成29年7月から令和5年4月まで川棚町農業委員会委員を務められ、また令和元年12月からは保護司として活動されております。役場在職中は住民係長や住民福祉課長を歴任し、人権啓発業務を担当されるなど、人権に対する理解が深く、また、人格、識見が高く、人権擁護委員として適任と認め、候補者として推薦するものであります。

なお、委員の任期については、令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間となります。

以上で説明を終わりますが、候補者として推薦することにつきまして、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これを適任者と認めるとの意見とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** 長 はい。全員起立です。したがって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」は、適任者と認めると答申することに決定をいたしました。

(10 : 16)

**議** 長 ここで、山中美由紀議員の入場を許します。

(山中美由紀議員 入場)

### 日程第5 諮問第3号

**議** 長 次に、日程第5、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

**町** 長 諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の提案理由を説明いたします。

宮崎健二氏におきましては、令和6年12月31日をもって任期満了となり、本人より退任の意思が表示されております。その後任に、吉田久美子氏を候補者として推薦したく、議会の意見を求めるものであります。

議案に記載のとおり、推薦する候補者は、栄町にお住まいで、昭和32年生まれの66歳であります。同氏は昭和55年3月に大分県立大分大学を卒

業後、同年4月から川棚町立小串小学校で教諭に就かれ、その後、県内各小学校で教諭として勤務され、平成29年3月に定年退職後は、川棚小学校のサポートティーチャーとして令和2年3月まで教育行政に関わられ、人格、識見ともに人権擁護委員に適任と認め、候補者として推薦するものであります。

なお、委員の任期については、令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間となります。

以上で説明を終わりますが、候補者として推薦することにつきまして、ご決定いただきますようお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。田口議員。

**10番田口** 先ほど言われたように人権擁護委員の定数は4人と言われてまして、高以良さんの件の説明などが詳しくありましたけれども、要はあと1人はどうなっているのかがよく分からないので、その4人と、今回の3人との関係をもう一回ご説明をいただきたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** 田口議員のご質問に対してお答えいたします。人権擁護委員の本町での定員数は4名でありまして、まず高以良氏につきましては令和5年12月31日まででしたけども、令和6年6月30日まで延期していただいております。令和6年7月1日から現在まで1名欠員であります。その補充として、諮問第1号にありましてお入り松尾氏を推薦候補として挙げたところでございます。この方が補充されますと4人になります。そして今回諮問2号、3号につきましては、本来令和6年12月31日までの任期の満了日でしたので、その2名に関して諮問2号と諮問3号で候補者を推薦したところでございます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**10番田口** 現在のところ、高以良さんまでいれて名前が4人しか出ていませんが、松尾さんは高以良さんの後任だという話なので、どうしてもあと1人足りないように思うんですけど。どうなんですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。担当課長の説明がちょっと難しかったと思いますが、今現在山下智恵子さんという方が人権擁護委員としていらっしゃいます

ので、この3名をご決定いただきますとこれで4名となります。以上です。

議 長 田口議員。

10番田口 その山下さんの任期は、いつからいつまでですか。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 現在人権擁護委員である山下智恵子さんの任期は、令和7年3月31日までとなっております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。補足ですか。住民福祉課長。

住民福祉課長 失礼しました。山下智恵子さんの任期は令和7年12月31日となっております。失礼しました。

議 長 炭谷議員。

5番炭谷 先ほど説明の中に、宮崎健二さんが退任ということでの吉田さんというふうに言われましたが、宮崎さんについては、継続するというふうなことはなかったのでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。継続といいますよりも、説明しましたとおり本人より退任の意思が表示されたということでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これを適任者と認めるとの意見とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。全員起立です。したがって、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」は、適任者と認めると答申することに決定をいたしました。

(10 : 24)

#### 日程第6から第8 報告第7号から第9号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第6、報告第7号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」から、日程第8、報告第9号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 報告第7号から報告第9号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」までの3件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものであります。

まず、報告第7号につきましては、新町団地における漏水事故による損害賠償の額を定める件であります。

事案の発生日は、令和5年3月23日、新町団地の上階床下配管からの漏水事故により階下住宅の家財の汚損及び階下住民の仮移転に伴う費用の賠償であります。

漏水調査の結果、漏水の原因は床下配管と設備器具の排水管の接続不備による漏水でありました。

そのため、上階及び階下の住民に瑕疵はなく、町側の100パーセント過失割合で相手方との協議が整ったことから、速やかに処理を進めるために専

決処分を行ったものであります。

なお、損害賠償金は、移転補償費及び物損補償費の合計383,857円となっております。

次に、報告第8号につきましては、町道豊姫線、豊姫踏切に設置してあります路面標示灯の破損により通行車両のタイヤに損害を与えた事故による損害賠償の額を定める件であります。

事案発生日は、令和6年4月8日午後8時頃、豊姫踏切に設置してあります、停止位置の路面標示灯について、何らかの原因で表示灯の器具が破損していたことにより、破損した器具の一部が路面に飛散したことで、その飛散した破片を通行車両が踏んだ際、タイヤ1本が損傷したものであります。

この路面標示灯は、町が設置して町道施設として管理しているものであります。

そのため、通行車両には瑕疵はなく、町側の100パーセント過失割合で相手方との協議が整ったことから、速やかに処理を進めるために専決処分をおこなったものであります。

なお、損害賠償金は、1万円となっております。

次に、報告第9号につきましては、平島漁港付近での建設課会計年度任用職員による草刈り中における駐車車両の窓ガラス破損等の事故による損害賠償の額を定める件であります。

事案発生日は、令和6年7月23日午前10時ごろ、川棚港平島地区の空き地において、建設課会計年度任用職員が夏まつり会場となる空き地の除草作業を草刈り機により行っていた際に石を跳ね飛ばし、その石が大村湾漁業協同組合川棚支所の駐車場に停めてありました車両の窓ガラス及び車体に当たり損傷させたものであります。

この事故については、偶発的な事象であり、駐車されていた相手方の車両には瑕疵はなく、町側の100パーセント過失割合で相手方との協議が整ったことから、速やかに処理を進めるために専決処分をおこなったものであります。

なお、損害賠償金は、13万2,055円となっております。

以上、報告とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課であります建設課長から説明をいたします。



議 長 建設課長。

建設課長 はい。それでは、内容についてご説明をいたします。

ただ今、町長より一括報告がなされました、3件の「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」についてですが、これらの損害賠償額について損害賠償の相手方と損害賠償に係る和解及び損害補償の額について、協議が成立したことから、損害を受けられた方々に遅滞なく賠償金額の支払いを行うため、専決処分を行ったものであります。

具体的には、専決処分書のとおりでありますので、専決処分書の主な事項を読み上げて説明とさせていただきます。

なお、損害賠償の相手方については、個人のプライバシーに配慮いたしまして、住所及び氏名の箇所を伏せ字としております。それでは報告第7号の次のページをお開きください。

専決第11号、専決処分書。

1. 事案判明日時、令和5年3月23日。
2. 事案発生場所、川棚町白石郷町営住宅新町団地。
3. 損害賠償の相手方、住所氏名の説明は割愛させていただきます。
4. 事案の概要、令和5年3月23日、町営住宅新町団地の住戸において、上階からの漏水が発生し、家財が汚損しているとの連絡を受けた。

その後、上階からの漏水原因を調査したところ、床下配管の接続不良が原因により発生したものであると判断した。

本件は、町営住宅管理者の管理における瑕疵に起因し発生したものであり、町が入居者に対する、同一団地内への仮移転費用及び汚損した家財の損害分を負担することにより示談しようとするもの。

5. 和解の内容、町は、相手方に対し、損害賠償金として移転補償費用等22万0,340円、物損補償費用等16万3,517円、合計38万3,857円を支払う。

本件につきましては、2階にお住まいの方が、通常的生活を行っている中で、床下の排水配管と流し台の接続箇所が、何らかの原因により接続不良が発生したことで、排水が配管から漏れ出し、その排水が1階の天井から漏水したものであります。

当時の漏水の報告を受けて、2階にお住まいの方に対して聞きとりを行

い、住まいの状況も確認しましたが、通常の生活を行っている中で、1階に漏水事故が発生したことには気付かれておらず、2階の方の瑕疵による漏水事故ではないことを確認しております。

その後、2階の水廻りの床板を撤去して、漏水状況の確認及び配管の破損状況を調査いたしましたが、床下のコンクリートスラブには漏水して水が流れた状況が確認できましたが、床下配管の破損は確認ができておりませんでした。

そのため、その他の漏水原因を確認した結果、設備器具と床下配管の接続箇所に何らかの不備が生じ、そのことが原因で今回の漏水事故を起こしたものと判断しております。

また、漏水事故後、雨漏れの原因についても調査をいたしましたが、漏水事故が発生した当時は雨は降っていなかったこと、その後、夏の多雨時季を過ぎても、同じような漏水は発生しなかったため雨漏れが原因ではないことを確認しております。

そのようなことから、今回の漏水により1階の方の家財が汚損したための賠償を行うとともに、1階の方の住宅について、一定期間、漏水調査を行う必要があったため、新町団地のほかの空き住宅に仮移転を行っていただく必要があったことから、その移転費用についても損害賠償額として補償を行ったものであります。

続きまして、報告第8号の次ページ、専決第12号の件であります。

専決第12号、専決処分書。

1. 事故発生日時、令和6年4月8日（月）午後8時頃。

2. 事故発生場所、川棚町白石郷1278番地6、町道豊姫線。

3. 損害賠償の相手方、住所氏名の説明は割愛させていただきます。

4. 事故の概要、令和6年4月8日（月）午後8時頃、川棚町白石郷1278番地6の町道豊姫線にて、住民の方が所有する軽自動車を妻が運転走行中、踏切停止部に設置してある路面標示灯の破片（何らかの理由により破損し飛散していた）を踏んだことにより、タイヤに損害を与えたもの。

本件は町道における管理の瑕疵に起因し発生した事故であり、町が相手方の損害額を負担することにより和解しようとするもの。

5. 和解の内容、町は、相手方に対し、損害賠償金として1万円を支払う。

本件につきましては、町道豊姫線豊姫踏切の拡幅工事を当時、町がおこなっておりますが、その際、踏切停止位置に設置しております路面標示灯の表面部材が何らかの原因で破損し、その破片が路面上に散らばり、そこを通過した車両のタイヤが破損したものであります。

本施設は、町道管理施設であり、その施設が破損したことにより車両に損傷を与えたものであり、その瑕疵は町にあります。

今回、破損した路面標示灯は、その表面部分は強化プラスチックでできており、簡単に破損するものではないと考えておりますが、破損した路面標示灯は現在、器具を撤去しております。

この踏切には、ほかにも同じ路面標示灯が設置されておりますが、点検した結果、このほかの器具には異常はないことを確認しております。

続きまして、報告第9号の次ページ、専決第14号の件でございます。

専決第14号、専決処分書。

1. 事故発生日時、令和6年7月23日（火）午前10時頃。

2. 事故発生場所、川棚町下組郷2095番地10、大村湾漁業協同組合川棚支所駐車場。

3. 損害賠償の相手方、住所氏名の説明は割愛させていただきます。

4. 事故の概要、令和6年7月23日（火）午前10時頃、川棚港（平島地区）の空き地の除草作業を行っていた際に草刈り機で石を跳ね飛ばしたことにより、大村湾漁業協同組合川棚支所に駐車していた車両の左側フロントドアの窓ガラス破損及び塗装損傷により損害を与えたもの。

本件は、除草作業中の偶発的な事象により発生した事故であり、町が相手方の損害額を負担することにより和解しようとするもの。

5. 和解の内容、町は、相手方に対し、損害賠償金として13万2,055円を支払う。

本件につきましては、建設課の会計年度任用職員が、川棚夏まつり前に平島漁港周辺の用地の草刈りをおこなっていた際に、草刈り機により石をはじき飛ばし、周辺に駐車してありました車両のガラス等を破損したものであります。

通常、草刈り機を使用して作業を行う際、周辺に注意しながら作業を行っているところでありますが、今回の事故現場は、草刈りをおこなっていた作

業か所から事故がありました駐車場まで、道路を隔てて約20メートル以上離れていたことから、周辺には危険性はないと判断し、飛散防止対策を行っていなかったことが原因であります。

事故後、作業を行っていた会計年度任用職員には、改めて作業にあたっての注意を行い、今後、このような事故を繰り返さないよう指導をしております。以上説明とさせていただきます。

**議** 長 これから、一括して質疑を行います。田口議員。

**10番田口** 報告7号についてですが、新町住宅関係ですけれども。これは令和5年の事案ということなんで、もう全部済んでるのではないかと思います。結局そこの入居者の方は同一団地内へ仮移転をし、そして、修繕が終わったあと元に戻られたのではないかと思います。そうなんです。その移転補償費はそうしますと、往復分の移転補償費となっているのでしょうかということ。それから、当該その住宅の修繕についてはいつなされたのか、あるいは補正予算などを組まれたのかどうかということ、補正予算などで措置されたのかどうか、あまり私たちは気がつかないと思いますけども、そこら辺がどうだったのかということをお聞きしたいと思います。

**議** 長 建設課長。

**建設課長** 今、田口議員のほうからのご質問の件なんですけど、こちらのほう、一度仮移転をしていただいております。その後移転後移転をしていただいた住民の方の意思が、移転先の住宅にそのまま住み続けたいというご要望がっております。そのため改めて契約をしなおす手続きを踏んで、今移転先の住宅に住まれているような状態です。そのため、次の質問でありました移転の費用につきましては、往復ではなく片道の費用となっております。それと、一階漏水が出てきた住宅につきましては、まだ補修が行っておりません。7年度の予算の中で対応していきたいと考えているところでございます。以上です。

**議** 長 ほかに質疑はありますか。辻議員。

**6番辻** 住宅の件ですけれども。これは保険は入ってらっしゃらなかったんでしょうか。普通民間では保険で適用して半額補償みたいな感じになるんですが。それから、専決の14で車両の助手席のフロントガラスが割れる

と。これはもうなんか、度々あってるんですよね、草刈りで石が飛んで、これもなんか保険が掛かってらっしゃらなかったのでしょうか。それから領収書がきちんと受け取られているのでしょうか。それだけお聞きしたいです。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建設課長** はい。ただいまの辻議員のご質問です。今回3件の報告をさせていただいておる中の2件のお話があったと思いますが。3件とも一般的に全国町村総合賠償保険補償保険の適用があります。ただ、今回その保険のほうの手続きを進めた際、最初にご説明しました新町団地のほうの2階の漏水事故、こちらについては保険適用外となっております。その理由としましては、漏水箇所をはっきりして示すことができなかった今回の件では配管の割れ等がっておりません。そういう部分で保険会社のほうとの協議の中で、ここについては対象外とされております。残り2件については、半額ではなく全額が保険対象となります。また、領収書ではなく、見積額で保険を適用しております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。坂中議員。

**4 番 坂 中** 専決処分の14号の中です、除草作業における今回の事例なんですけども、一般的に道路公団が国道、県道、市道関係を除草されるときに飛散防止パネルをされますよね、建設課としては防止パネルはお持ちですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建設課長** はい。建設課として専用のもを用意しているわけではございません。一般的にベニア等で対応することが多くあると思いますが、大体草刈りをする箇所が山の中の町道とか、あまりその民家とか、今回のような街中での草刈はそう多く作業することがございません。今回たまたま夏まつりということで、担当課のほうから建設課のほうに依頼があって、そのため作業をさせたところで、作業を行った会計年度任用職員についても、あまりちょっと正直こういう町の中とか、というところで慣れていなかったことも、一つ原因としてあったのではないかと思います。今後そういうパネルのほうについても、改めて用意するように検討したいと思っております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10 : 44)

#### 日程第9から第10 報告第10号から第11号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第9、報告第10号専決処分の報告「令和6年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」から、日程第10、報告第11号専決処分の報告「令和6年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」までを川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 報告第10号「専決処分の報告（令和6年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」及び報告第11号「専決処分の報告（令和6年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」について、一括してご説明をいたします。

報告第10号「専決処分の報告（令和6年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」につきましても、報告第7号及び報告第8号でご説明いたしました2件の損害賠償の額を定めたことに伴い、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条第2号の規定により、7月16日付けで歳入歳出予算の補正を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

補正の内容といたしましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を69億8,414万9,000円にしたものであります。

続きまして、報告第11号「専決処分の報告（令和6年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」について、説明いたします。

報告第9号で説明いたしました1件の損害賠償の額を定めたことに伴い、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条

第2号の規定により、8月22日付けで、歳入歳出予算の補正を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会に報告するものがあります。

補正の内容につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を69億8,428万1,000円にしたものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、税財政課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

**議 長** 税財政課長。

**税 財 政 課 長** それでは、補正予算の内容につきまして、説明をいたします。

まず補正予算第2回の内容からご説明いたします。事項別明細書の歳出から、ご説明をしますので、予算書の8ページ・9ページをご覧ください。

8款土木費、1項1目土木総務費であります。損害賠償額が定まったことから、21節を増額したものであります。次のページをお開きください。

14款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより減額したものであります。歳出は以上であります。歳入の説明をいたします。予算書の6ページ・7ページをお開きください。

20款諸収入、4項5目雑入であります。町が支払う賠償額の内、報告第8号に掛かる費用分1万円が賠償補償の対象となりましたので、同額を計上したものであります。補正予算第2回の内容につきましては以上であります。

続いて補正予算第3回の内容についてご説明をいたします。事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8ページ・9ページをお開きください。

8款土木費、1項1目土木総務費であります。先ほど同様損害賠償額が定まったことから、21節を増額したものであります。次のページをお開きください。

14款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより減額したものであります。歳出は以上であります。歳入の説明をいたします。予算書の6ページ・7ページをお開きください。

20款諸収入、4項5目雑入であります。町が支払う賠償額が賠償補償の対象となりましたので、同額を計上したものであります。以上で説明を終わ

ります。

**議 長** これから、一括して質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10:50)

### 日程第11 議案第42号

**議 長** 次に、日程第11、議案第42号「令和6年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第42号「令和6年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億3,673万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億2,101万7,000円にしようとするものであります。併せて、債務負担行為及び地方債の補正を行うものであります。

今回の補正の主なものといたしましては、歳入においては、地方交付税の決定による増額、基金繰入金の減額、令和5年度決算確定に伴う前年度繰越金の増額が主なものであります。

歳出においては、新型コロナワクチンの定期接種に要する費用の追加、観光施設事業特別会計への繰出金の増額、災害復旧費の増額が主なものであり、そのほか、当初予算編成後の事情変更等に対応するため必要な事業費について、計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、税財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** 税財政課長。

**税 財 政 課 長** それでは、第4回補正につきまして事項別明細書の歳出から説



明をいたしますので、予算書26ページ・27ページをお開きください。

2款総務費は297万2,000円の増額であります。1項1目失礼いたしました。1項2目庁舎管理費は喫煙所の設置費に係る予算の組み替えによる減額であります。

7目企画費につきましては、「物価高騰対応地方創生臨時交付金」の精算返納金の増に伴う増額であります。

11目諸費のうち、7節は訴訟に係る弁護士費用の増額であります。

12節の減は7節への組み替えによるものであります。

14節は喫煙所の設置工事費が当初予算計上額で不足したため、増額するものであります。

12目財政調整基金費、16目公共施設整備基金費、21目減債基金費につきましては、金利の引き上げによる財産収入の増額を見込んでおりました、その24節を増額するものであります。

18目移住・定住促進事業費につきましては、事務費の組み換えを行うものでありまして、全体の予算額の増減はございません。

2項2目徴税费につきましては、口座振替のデータを九州労働金庫と伝送で行うことが可能となりましたので、13節をその費用分として増額するものであります。次のページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、当初予算で計上していた事業費が補助金の交付対象となったため、財源を調整するものであります。財源の調整のみでありまして予算額の増減はございません。次のページをお願いいたします。

3款民生費は1,911万円の増額であります。1項1目社会福祉総務費のうち、説明欄1社会福祉総務費は国県支出金の精算返納金の確定により、22節を増額するものであります。

説明欄2の母子福祉医療費は、福祉医療費の無償化に伴い、追加のシステム改修が必要となりましたので、12節を増額するものであります。

説明欄13の介護保険事業費は、令和5年度の介護保険料低所得者軽減負担に係る国県支出金の精算返納金の確定により、22節を増額するものであります。

2目障害者福祉費は、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修のため

め、12節を増額するものであります。

3目老人福祉費は、町老人クラブ連合会が今年度の新たな取組としまして、老人クラブ会員以外の方にも参加を広く呼び掛け、仮称ですけれども、「健康長寿スポーツ交流大会」こういったものを開催する計画でありまして、この費用を助成するため、18節を増額するものであります。

2項1目児童福祉総務費は、国・県支出金の精算返納金の確定により、22節を増額するものであります。次のページをお開きください。

4款衛生費は3,529万4,000円の増額であります。1項1目保健衛生総務費は、母子保健事業費の増額であります。

川棚町愛育会に対し、鹿児島市で開催される「健やか親子全国大会」こちらへの参加要請がありまして、それに出席するための費用として、8節を増額するものであります。

2目予防費は、新型コロナウイルスワクチンの定期接種の開始に伴い、2,500名分の接種費用を増額するものであります。なお、18節の内、85万円につきましては健康被害救済給付金を増額計上しております。

3目健康増進費は、健康管理システム用のサーバーの更新が必要となりましたため、機器の更新に要する経費を増額するものであります。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費は259万4,000円の増額であります。1項3目農業振興費説明欄1の農業振興費はアスパラガスの生産者に対し、ビニルハウスの高温防止フィルム購入費の補助を実施するため、18節を増額補正するものであります。

説明欄5の多面的機能支払交付金事業費は、事業対象面積の拡大に伴い18節を増額するものであります。

2項2目林業振興費は当初想定していなかった箇所的林道の土砂撤去を実施し予算額の不足が生じたため、12節を増額するものであります。次のページをお願いいたします。

7款商工費は5,124万5,000円の増額であります。観光施設の売却に伴う施設の登記手続き、土地に係る登記関係費用の増額に伴いまして12節を増額するものであります。

また、温泉施設の機械設備の補修及び交流広場照明設備に係る電気設備工

事の必要が生じたため27節を増額するものであります。次のページをお開きください。

8款土木費は871万7,000円の増額です。2項2目道路維持費は、当初想定していなかった箇所町道樹木の伐採、土砂撤去を実施し、予算の不足が生じたので、12節を増額するものであります。

3目道路新設改良費は、説明欄2地方創生道整備推進交付金事業費に係る事務費の追加を要することとなりましたので、11節を増額するものであります。

説明欄3交通安全対策補助事業費は、「上組西部線歩道設置工事」において、給水管の仮設、電柱・通信ケーブルの移設等が必要となったため、21節を増額するものであります。

3項1目河川管理費は、中組地区水路スライドゲートの更新が必要となったため、14節を増額するものであります。

5項3目公共下水道費は、歳入において基金繰入金を減額するため、財源の調整を行うものでありまして、予算額の増減はありません。次のページをお開きください。

9款消防費は157万3,000円の増額です。防災無線関連機器の故障に伴い、10節を増額するものであります。なお、現在、機器については貸与品で対応しており業務に支障はあっておりません。次のページをお願いします。

10款教育費は532万9,000円の増額であります。1項2目事務局費は町立中学校以外の学校に在籍し、現在行っております給食費の無償化の対象となっていない世帯を支援するため、18節を増額し支援を行うものであります。

3項1目学校管理費は、車椅子を使用している生徒のため、トイレを改修する必要が生じたことから、14節を増額するものであります。

4項3目公会堂費は、公会堂の空調監視装置の改修費に不足が生じたため、10節を増額するものであります。

また、広報かわたな9月号でお知らせしておりますが、長崎スタジアムシティのこけら落とし事業と連携し、本町でもライブビューイングを実施するため、その経費として12節を増額するものであります。次のページをお開

きください。

1 1 款災害復旧費は3, 559万5, 000円の増額であります。1 項1 目農地農業施設災害復旧費は令和6年度に発生した災害により被害を受けた農地等の復旧に係る経費を増額するものであります。

2 項1 目公共土木施設災害復旧費は、町道城山岩立線の災害復旧工事の工事方法の見直し変更に伴う増額であります。次のページをお開きください。

1 4 款予備費は7, 430万7, 000円の増であります。1 項1 目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより増額補正するものであります。続きまして歳入をご説明いたします。予算書の8ページ・9ページをお開きください。

1 0 款地方交付税は1億3, 609万1, 000円の増額であります。1 項1 目地方交付税につきましては、普通交付税の今年度の額の算定の決定に伴いまして増額するものであります。1 0ページ・1 1ページをお願いいたします。

1 2 款分担金及び負担金は48万円の増額であります。1 項3 目農林水産業費負担金は、先ほど歳出で説明いたしました但今年度発生しました農地等の災害復旧に伴いまして受益者負担金を計上するものであります。1 2ページ・1 3ページをお願いいたします。

1 4 款国庫支出金は297万1, 000円の増額であります。1 項2 目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種健康被害給付金に対する国の負担金を増額するものであります。

2 項1 目民生費国庫補助金及び5 目総務費国庫補助金は、システム改修等に係る補助金の増額であります。1 4ページ・1 5ページをお願いいたします。

1 5 款県支出金は1, 316万2, 000円の増額であります。2 項県補助金につきましては、歳出事業の増額に併せて補正するものであります。1 6ページ・1 7ページをお願いいたします。

1 6 款財産収入1 項2 目利子及び配当金につきましては、金利の動向により増額を見込むものであります。1 8ページ・1 9ページをお願いいたします。

1 8 款繰入金は1億5, 439万1, 000円の減額となっております。1 項2 目介護保険事業特別会計繰入金は、5年度事業費の精算による増額補正であります。

2項基金繰入金は、今後の予算の執行状況を見込みまして、減額するものであります。20・21ページをお願いします。

19款繰越金は1億9,125万2,000円の増額であります。令和5年度の決算額の確定によりまして純繰越金の増額するものであります。22ページ・23ページをお願いします。

20款諸収入は2,384万4,000円の増額であります。4項4目過年度収入は、5年度事業費の精算に伴う各種補助金等の追加交付額を計上するものであります。

5目雑入は、新型コロナウイルスワクチン定期接種の実施に伴いまして、基金管理団体からの補助金助成金を計上するものであります。24・25ページをお願いいたします。

21款町債は230万1,000円の増額であります。失礼いたしました。2,300万1,000円の増額であります。1款2目及び4目はそれぞれの事業費の財源として増額するものであります。

5目の臨時財政対策債につきましては、本年度の額の決定に伴う増額であります。以上で歳入の説明を終わります。続きまして債務負担行為の補正について説明いたしますので予算書の3ページをお開きください。

交通安全対策補助事業「上組西部線歩道設置工事（堺橋第2期工事）」を今年度から令和8年度までの3か年計画で進めるため、地方自治法第214条の規定により令和7年度・8年度に要する予算額1億4,640万円を限度額として債務負担行為を定めるものであります。続きまして4ページをお開きください。

第3表地方債の補正であります。この地方債の補正の表につきましては、先ほど歳入で説明しました21款町債に対応するものであります。

今回の補正により、今年度の起債限度額の合計を4億5,440万1,000円とするものであります。以上で令和6年度一般会計補正予算（第4回）の説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。田口議員。

**10番田口** 予算書の26ページ・27ページですが、歳出の総務費11目ですかねこれは、諸費の報償費で右のページですが、訴訟のための弁護士費用っていう説明がありました。どのような訴訟なのでしょう。

**議 長** 総務課長。

**総務課長** はい。これにつきましてはですね、元地域おこし協力隊から川棚町をパワハラということで訴訟があっておりましたが、この地方裁での判決がでました。その判決の内容につきましてはですね、原告の請求を棄却する、訴訟費用は原告の負担とするということで、川棚町のほうが全面的に勝訴となったということではあるんですけども。その後ですね、元地域おこし協力隊のほうからですねの控訴があっております。控訴に係る弁護士費用が必要になっておりますのでその部分を補正させていただきます。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。山口議員。

**3 番 山 口** 44ページ・45ページでございますが、災害復旧費の町道城山線の改良復旧ですね。これはどういうふうなかたちで工事その他変わっていくのか、現在どういうふうな進捗状況なのか、その辺をちょっと説明お願いしたいと思います。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** 山口議員のほうから質問がございました、町道城山岩立線の災害復旧の関係なのですが。今回補正のほうで工事費を増やさせてさせていただいた分につきましては、当初法枠工法で検討しとったんですが、法枠工法に合わせてアンカーを打たないといけないということで、工法の変更が必要になった部分で増額となっております。今現在この進捗につきましては、測量設計が9月で終わるようになっております。すでにある程度の成果内容を受け取りまして、近日中には工事の発注にもっていけると考えております。一応年度内の工事完了を目指しながら、今後進めていきたいと考えてるところでございます。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

**1 3 番 小 谷** すみません、ちょっと小っちゃいところなんです。43ページの公会堂の件で、委託料のライブビューイングの分ということで増額ってありましたけれども、今度10月にある分かと思いますが、どういう流れになっているんですか。もともとっていいですか、向こうから営業みたいなかたちで開催されるところを募集しますみたいなかたちであったものなのか、もともとこの予算自体は無かったもので手を挙げてやられたものなのか、

ちょっとそこら辺の流れをお願いいたします。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 先ほどのライブビューイングの件ですね。これにつきましては開催のスタジアムシティですね、そちらが主催ということで各県内の市町にですねライブビューイングを行いたいということで、各市町お願いがっております。そこで本町においてもですね、近隣の状況を見ながら、ライブビューイングの会場の設置に手を挙げたということでございまして、今ほぼ県内全市町対応するというような状況でございます。そして本町についてはですね、公会堂において800人を定員としてですね、行うということで手を挙げております。そのうちの800人のうちの7割についての枠540人については、先ほどのスタジアムシティのライブビューイングの枠ということです。で残り240人につきまして、川棚町独自のですね、いわゆるなんって言いますかね、福山雅治コンサートに応募して落選し、さらにライブビューイングに応募して落選した人を対象に、川棚町公式LINEでのですね申し込みによって240人枠をとっております。でそれプラス、結局このコンサート・ライブビューイングの応募を全く初めから知らなかった人を対象ですね。その分を含めて川棚町において240人枠のライブビューイングの枠ということ240人枠をとって10月13日ですね、対応するようなことで準備をしております。以上でございます。

議 長 小谷議員。

1 3 番 小 谷 お金の流れがどっちなのかっていうのがちょっと分からないんですよね。向こうがやるんだったらこっちは逆に貰うほうなのか、せいともこっちがさせてくれっていってお金を払うほうなのか、その点はどうなんですか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 今回はですね、掛かる費用についてはうちの町単独です。結局掛かるお金っていうのがですね、結局インターネット回線を使用して視聴できるような対応ですので、でそれに係る分で今回64万9,000円ほどインターネット回線を使用して、公会堂でもですね観れる対応ということで、64万9,000円。これが掛かってしまうんですけども、これに対しては町のほうでみると、スタジアムのほうからは掛かる経費としては入ってきま

せん。以上です。

**議 長** よろしいですか。税財政課長。

**税財政課長** ちょっと財政の関係がありますので私のほうからも補足です。お金の流れとしましては、もともと本体のイベント自体がもう無償ということでありまして、収益性がないものですから、こちらについては川棚町で別会場を設ける枠につきましても、収益をいただくということがまず想定されておりませんでしたので、多数の町民の方を含める県民の皆さん、これに応募されているということも鑑みまして、川棚町在住の方で落選された方でも、楽しめる機会を設けるということですので、住民サービスの一環として今回実施に手を挙げているというものであります。

経費につきましては、公会堂の設備で不足するあるいはインターネット回線を介しての視聴をしていただくということになりますので、不測の事態で住民の方が楽しめなくなるということが起こらないようにということですので、経費を掛ける必要があったということで、その分の経費を計上しております。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。山口議員。

**3 番 山 口** どっちで聞こうかと思ったんですけど36・37ですね。商工費の繰出金、いわゆる4,937万3,000ですか。非常に大きい金額の繰出金ですけども。これおそらく観光特会へということで、これは照明設備の移転ということなんですけど。なんでこういうふうな配電盤の移転が起こったのかですね。そこをちょっと説明お願いしたいんですけど。

**議 長** 企画観光課長。

**企画観光課長** 山口議員のご質問にお答えします。今回4,937万3,000円を繰出金ということで、観光特別会計のほうに移します。こちら内容につきましては、先ほどおっしゃったように交流広場の照明設備の整備盤の移設ということで、こちらの4,700万円の工事費を計上しております。この内容につきましては、現在交流広場のテニスコートと管理棟の電球のスイッチ・整備盤がしおさいの湯にございまして、現状は同一の指定管理者に運用していただいておりますので、特段支障がないという状況ではございますが、令和7年の4月1日以降は、交流広場と宿泊・温浴施設の管理者が変わってまいりますので、そういったところで、整備盤の位置を変える必要が



あるというところであとその事業費がかなり大きくなってございます。こちらについては電気の線がですね、温浴施設の手前のあたりから交流広場まで線を引くような工事を施工しないといけないというところで、その延長が非常に長くなってまいります。そして現状は土壤に埋設したかたちで、線を埋設するような工事を想定しておりますが、そういったところで電気工事と土木工事の費用がかさんでおります。で費用については町としても非常に財政負担があるというところで、工事の工法については執行の段階で見直しを図りながら、財政負担の軽減をはかりたいと考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 増山議員。

**2 番 増 山** 43ページの中学校施設改良費、こちらは車椅子の生徒がいて、その子が使いやすいように。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 増山議員。マイクに近づけて。

**2 番 増 山** 43ページです。川棚中学校施設改良費。こちらは車いすの生徒がいらっしゃって、その子がトイレ使いやすいようにするための改修という説明がありましたが、もう少し詳しく教えていただければと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい、質問にお答えいたします。この43ページですね、川棚中学校施設改良費の詳細ということでございますが、これまで配慮が必要な生徒に応じて必要な整備をちょっとおこなってまいりました。今回車椅子を使用している生徒女子生徒でございますけれども、そちらのトイレを改修する必要が生じたということですのでですね、今回中学校4階までございますけれども、一つのフロア具体的に言いますと3階のフロアの女子トイレを改修する予定でございます。内容につきましては、車椅子でも出入りしやすいような間口の改修、それから手すりの設置、便器の移動等ですね、そういう内容になっております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

**5 番 炭 谷** 38ページの河川管理費の中でですね、河川管理費の135万の、それは中組のスライド式の工事設備かなと思いますけれども。ちょっと聞き取れないところもありましたけれども、どういうふうな改修工事なのかということ再度説明をお願いしたいですけど。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建設課長** 炭谷議員のほうのご質問です。こちらのほうの河川改修のほうの工事請負費、場所のほうは役場前県道の交差点のところになります十字路のところ。そちらのほうに農業用用水の切り替えの堰がございます。吉村金属さんのほうの駐車場側っていか倉庫側のほうに堰がございます。その堰につきましては、野口川のほうの水を下組の田んぼまで運ぶための用水路が今整備されておりますが。大雨のときに水が増水するのを防ぐためにその堰で江川橋のほうに流す切り替えができるようになっております。せきが2枚ついているような状態になっております。そこは。そのうちの1枚江川橋のほうに流すその堰が今腐食によって作動ができないような状態になっております。そのための改修工事費用を今回計上をさせていただいております。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

**5 番 炭 谷** 野口川と交錯して下っている下組郷の用水路跡ですか。あの分をのことですかね。宿のほうにずっと通っていつている分。あの流れっていうのは宿のほうを通っている旧用水路と言いますか。今排水路みたいになっていると思いますけども。その辺の2つあるせきの1つ。川棚川本流じゃないわけでしょ。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** 堰の場所は役場の交差点のところにあるということはもうご理解いただいていると思いますが、その水は下組、具体的に言うと田添モーターさんの脇に一つ田んぼがございます。そこまで運んで行ってる水になります。水の経路としましては、役場第2別館の裏のほうにある水路を通じて、宿を流れ、国道を横断し、そちらのほうまで流れて行っている経路としてはそういう経路となっていくます。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

**1 3 番 小 谷** 4 3 ページ、先ほど中学校の改修の件ですけども。中学生の生徒が入られたからなのか、次年度入られるからなのか、もともとその入られるっていうのが分かってたのだったら、当初で上がってくる分なのかなっていうのが一つあるんですけども、なぜこの今の補助のタイミングでこれが入ってきたのかっていうのと。あとトイレだけではなく車椅子だったら階段とか別の改修とかは必要がなかったのかというのをちょっとお聞きします。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 この事案がですね、そういう車いすが必要になった事故があったと、あって車いすが必要になったということで。

今年度当初はですね、昇降機、階段をですねなんていうかな車椅子を乗せて階段をのぼる昇降機というのがございまして、その分を修理して車椅子の移動によってトイレ等も含めてですね、学校生活に支障がないような対応をしておりましたけども。なかなかですね、スタッフ、教職員等支援員等含めてですねなかなか手が掛かるということで、年度の途中のこの補正トイレの改修に至ったわけですけれども。今まではその昇降機によって使用できる階のトイレを使用して貰ったということですけども、それではなかなか大変ということで、途中の補正となっております。補正の対応で整備したいということあげさせてさせてもらっております。

もう一つは、すみません、以上でよかったですでしょうか。そうですね、先ほどの階段の対応っていうのはその昇降機ですね。これは教職員2人以上の対応でですね、各階を移動させるようなシフト、各授業によってですね各階を移動することありますので、そこら辺を今いる教職員、それから支援員含めてですね割り振りをして対応しているような状況でございます。

議 長 よろしいですか。はい。小谷議員。

1 3 番 小 谷 追加でちょっとお聞きしますが、玄関のところも階段になっていると思えますけど、登校なんかは裏からされているということですか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。そのとおりでございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第42号「令和6年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第42号「令和6年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:29)

**議**            **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:45)

(…休 憩…)

(11:45)

**議**            **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。ここで企画観光課長ならびに住民福祉課長より発言の申し出がっておりますので、まずそれをお願いいたします。はい、企画観光課長。

**企画観光課長** はい、先ほど山口議員のご質問の中で、私の答弁に関して訂正させていただきます。交流広場の電源設備に関しまして、「しおさいの湯」にそういう切り替えのスイッチがあるということで説明いたしましたが、正しくは、「くじゃく荘」のほうにあるということでございます。お詫び申し上げて訂正いたします。

**議**            **長** はい。住民福祉課長。

**住民福祉課長** 日程第5、諮問第3号の人権擁護委員候補者の推薦に関する件についてでございますが、

**議**            **長** マイクを近づけて。

**住民福祉課長** 諮問第3号に関する件でありますけども、町長からの説明の中

で誤りがありましたので、2点すいません。失礼しました。人権擁護委員候補者の推薦の中の経歴につきまして、一部訂正させていただきます。経歴の中で、候補者吉田久美子さまについてでございます。昭和55年3月にご卒業された大学が、先ほど「大分県立大分大学」と申しましたけども、正しくは「国立大分大学」でございます。また、ご年齢は66歳と申しあげましたけども、正しくは67歳でございます。以上です。

**議 長** はい。皆さんよろしいですね。はい。それでは議案に入ります。

### 日程第12 議案第43号

**議 長** 日程第12、議案第43号「令和6年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第43号「令和6年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、5,302万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、18億9,781万8,000円にしようとするものであります。

補正の主なものといたしましては、歳入においては、令和5年度決算確定に伴う前年度繰越金の増額であります。

また、歳出においては、諸支出金の増額を行うものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書をもとにご説明させていただきます。歳出からご説明いたしますので、予算書8ページ・9ページをお開きください。

8款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金は、遡及喪失者への還付金が発生するため22節償還金、利子及び割引料を増額補正するものであります。次のページをお開きください。

9 款予備費、1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより調整するものでございます。次に歳入をご説明いたします。6 ページ・7 ページにお戻りください。

7 款繰越金、1 項 1 目その他繰越金は、前年度繰越額の確定による増額補正でございます。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 4 3 号「令和 6 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 3 号「令和 6 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）」は、原案のとおり可決されました。

( 1 1 : 5 1 )

日程第 1 3 議案第 4 4 号

**議 長** 次に、日程第13、議案第44号「令和6年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第44号「令和6年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,219万8,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書にてご説明をいたします。歳入から説明いたしますので、6ページ・7ページをお開きください。

5款繰越金、1項1目繰越金は、前年度繰越額の確定によります増額補正であります。次に、歳出をご説明いたします。8ページ・9ページをお開きください。

4款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより計上するものであります。以上で説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。ありませんね。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第44号「令和6年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第44号「令和6年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:54)

#### 日程第14 議案第45号

**議 長** 次に、日程第14、議案第45号「令和6年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第45号「令和6年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億609万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15億7,309万2,000円にしようとするものであります。

今回の補正の主なものは、歳入については、令和5年度決算確定に伴う前年度繰越金の増額、介護給付費基金繰入金の減額であり、歳出については、令和5年度の介護保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国・県・支払基金等への精算返還金に係る増額が主なものであります。

なお、補正の詳細につきましては、長寿支援課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

**議 長** 長寿支援課長。



**長寿支援課長** はい。それでは、補正予算の内容を事項別明細書で説明します。歳出から説明しますので、12ページ・13ページをお開きください。

4款地域支援事業等費、1項2目包括的支援事業・任意事業費の説明欄1、包括的支援事業費（包括支援センターの運営）は、長寿支援課地域包括支援係に4月から保健師が1名増員配置されたため、業務で使用する包括支援システムライセンスの追加などに要する所要額として13節を増額するものです。

同じく説明欄3、包括的支援事業費（社会保障充実分）は、東彼三町が東彼杵郡医師会に業務委託している東彼杵郡在宅医療・介護連携支援センターたんぽぽの運営において、配置する職員体制の見直しにより人件費等の経費が増額することから、この所要額を東彼三町で負担する必要があるため、12節を増額するものです。次のページをお願いします。

5款基金積立金、1項1目介護給付費基金積立金は、この後、歳入の6款財産収入の項目で説明しますが、介護給付費基金から生じる今年度中の受取り利子が増額する見込みであり、これを基金へ積み立てるため、24節を増額するものです。次のページをお願いします。

6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金は、令和5年度以前の介護保険料に係る過誤納還付金が生じた場合、現在の予算額では、不足が生じる見込みであることから、22節を増額するものです。

同じく2目償還金は、令和5年度の介護保険給付費及び地域支援事業費等における国・県及び社会保険診療報酬支払基金のそれぞれの負担に係る精算返納するため、22節を増額するものです。

同じく、2項1目一般会計繰出金は、令和5年度の介護保険給付費、地域支援事業費及び事務費等の町負担に係る精算返還分として27節を増額するものです。次のページをお願いします。

7款予備費、1項1目予備費は、歳入・歳出の見合いにより増額するものです。次に、歳入についてご説明いたします。6・7ページをお開きください。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金は、介護給付費基金の一部を有価証券の保有により管理することから、今年度中の受取り利子が増加する見込みであり、これを増額するものです。次のページをお願いします。

8 款繰入金、2 項 1 目介護給付費基金繰入金は、次に説明する 9 款繰越金の増額補正により、今年度の会計運営において基金を取り崩しての財源確保は必要がないと見込むことから、当初予算で計上した全額を減額するものです。次のページをお開きください。

9 款繰越金、1 項 1 目繰越金は、前年度繰越額の確定により増額するものです。なお、説明欄には繰越金の内訳を示しております。以上で、説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 4 5 号「令和 6 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 5 号「令和 6 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）」は、原案のとおり可決されました。

( 1 2 : 0 1 )

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 2 : 0 2 )

(…休 憩…)

( 1 3 : 0 0 )

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第 1 5 議案第 4 6 号

議 長 次に、日程第 1 5、議案第 4 6 号「令和 6 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 1 回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 4 6 号「令和 6 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 1 回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4, 9 3 7 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 4, 2 3 7 万 3, 0 0 0 円にしようとするものであります。

補正の主なものとしましては、歳入においては、歳出事業の増額に伴う一般会計繰入金が増額であります。また、歳出においては、大崎自然公園交流広場の照明設備制御盤の移設に伴う電気工事として、くじゃく荘改良費の増額が主なものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画観光課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長 企画観光課長。

企画観光課長 はい、それでは私のほうから、補正予算の内容詳細につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出から説明いたしますので、8・9 ページをお開きください。

1 款観光施設事業費であります。1 項 2 目改良費の説明欄の番号 2 くじゃく荘改良費は 4, 7 0 0 万円を増額しておりますが、大崎自然公園交流広場の照明設備の制御盤の移設に伴う電気設備工事費として 1 4 節を計上しております。

番号 3 大崎温泉改良費につきましては、大崎温泉源揚湯ポンプの取替工事

に関し、三方弁の不具合が判明したため工事発注の仕様を変更し、変更契約により対応したく、不足する工事費予算を増額するもの。また、しおさいの湯浄化槽の設備故障に対応するための工事費を増額するものであります。次のページをお願いします。

2款公債費であります。1項2目利子につきましては、償還するための予算に不足が生じたため増額するものであります。歳出は以上であります。続きまして、歳入を説明いたします。6・7ページをお願いします。

1款繰入金であります。1項1目一般会計繰入金につきましては、歳出予算の増額補正に対応するため、一般会計から繰入金を増額するものであります。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。毛利議員。

**7 番 毛 利** 1点お尋ねしたいんです。先ほどから出てきてますくじゃく荘改良費の交流広場の照明制御盤移設の件なんですけども。この内容はまだこれから検討されるってこともおっしゃってましたけど、現時点ではどういった工事の内容になるんでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画観光課長。

**企画観光課長** はい。毛利議員のご質問にお答えします。今回対応いたしますのは、先ほど一般会計の補正予算の折に説明しました、まず交流広場のテニスコートと管理棟の電気の制御盤、こちらが現在はいくじゃく荘に系統のスイッチがございまして、そちらを管理棟に移すための電気工事の移設工事、そして交流広場のナイター設備につきましても、今電気系統がくじゃく荘のほうにございまして、こちらも合わせて指定管理者が管理の方法ですね、見直される予定となっておりますので、ナイターの設備についても管理棟のほうに制御を移すような工事に対応するための予算であります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 農林水産課長。

**農林水産課長** 見積もりにあたりまして協力した者として回答させていただきます。今の人工芝の制御盤が、現在くじゃく荘の事務室の中にあります。今回の売却にあたりまして、それを移設する必要が生じたのでそれをテニスコート前の管理棟のほうに移設を行う工事内容になります。もう一つは今現在テニスコートと管理棟の電気の供給がくじゃく荘からいっておりますので、今回売却にあたりましてそれを切り離す必要が生じたことからその電気

の配線工事ということになっております。以上です。

**議** 長 ほかに、毛利議員。

**7 番 毛 利** ここに書いてあるのは4, 700万とあるんですけども、これがほとんどその工事に当たるのかなという点と、その電源の切り替えと言っても、制御盤を管理棟に移すだけでこんなに掛かるのかなというのが、配線も含めてでしょうけど、なんか特別な工事が中にあるとかそういう話じゃ普通に切り替え回線を下すだけ、制御盤を移すだけなら、これはないと思うんですけど。

**議** 長 企画観光課長。

**企画観光課長** はい。今回受電設備がくじゃく荘の上のちょっと凶面がないので説明が難しいですが上のあたりにございます。そちらのほうからくじゃく荘の脇をとおして、交流広場のところ管理棟のところまで電気の配線を引く工事となります。こちらにつきまして現状埋設しての施工を現状もしておりますので、見積もりの段階でも今おおよそ距離に関しては134メートル程度となっておりますが、こちらの部分を埋設する電気工事の配線の長さで埋めると埋設するというので、こちらの土木工事が大きな費用のウエイトを占める内容となっております。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。山口議員。

**3 番 山 口** 今説明はですね。くじゃく荘の受電設備といわれて高圧ですからキューピクルから配線をするように説明があったんですけども、じゃあそしたらこれくじゃく荘というのは個人の持ち物になるわけですよ。来年の4月からね。そうすればそこでくじゃく荘が仮に自分たちでいろんな改装その他やったときに、またその工事をせざるをえなくなると。そうすれば当然これもね照明設備というのは、今度は全然別個の方が指定管理を受けるわけですから、完全に独立させたかたちでいわゆる自然公園とテニスコートの照明用のね電気そのものをそこで受電するようにしなければ、くじゃく荘を経由してくるようなね工事をすれば、またいろんなときはあった場合には、またその金が掛かってくると。だからそのところをどう考えているのか、今の説明では不十分だと思いますけども。

**議** 長 町長。

**町** 長 ちょっと言葉のほうで説明が難しいところがありますけども、

先の議案になりますけども、しおさいの湯とくじゃく荘のこの地図があるかと思うんですけども、この地図が先に先の議案についてるんですけど、52号のところですよ。51・52は一緒ですけども。詳細のほうは担当課に説明させますけども、このくじゃく荘の入り口付近から、くじゃく荘の裏側、こっち外側ですね、教育キャンプ場の下に行く駐車場に行く道のほうに電線を通すんですけども、それを掘って埋設の工法でする予定に今してるところの予算です。こっちからです。下からです。これがけっこう距離がございますして、これを今埋設する方向で今予算建てをしてるんですけども、ここにつきましてはまた今後詳細を詰める必要があるかと思っております。詳細につきましてはまた担当課のほうから説明をさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画観光課長。

**企画観光課長** 先ほど山口議員のほうから、今後のことも含めて分けないといけないというようなご指摘ございました。私のほうの説明のほうで「経由」という表現をいたしましたので、そこで誤解が生じておりますが、あくまで今回は「切り離す」というかたちで、くじゃく荘の部分と交流広場の部分を切り離すための工事対応となります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに、辻議員。

**6 番 辻** 埋設ではなくてですね、空中線を使ったほうがあとあとメンテナンスなどはしやすいんじゃないかと思えます。電源は施設はやっぱり近くにしておいてですね、それから持っていくというのがもう大体基本なんですけど、その見積もりをなんかされたほうがいいんじゃないかと考えます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画観光課長。

**企画観光課長** はい、辻議員のご質問にお答えします。今の4,700万の見積もりに関しましては、先ほど申し上げましたように、土壌に埋設するような対応となっておりますが、一般会計の補正予算の折にも説明しましたとおり、今後工法等につきましては、電柱を立てて上空を這わせるような対応にするのか、はたまた別の方法があるのかということかたちで、九電のほうにも相談しながら、最も経費が安くなるようなかたちで、検討してまいりたいと考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第46号「令和6年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算(第1回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第46号「令和6年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算(第1回)」は、原案のとおり可決されました。

(13:14)

#### 日程第16 議案第47号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第16、議案第47号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第47号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由をご説明いたします。

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が令和6年7月31日に公布

され、児童扶養手当の所得限度額の引上げ等が改正されることに伴い、川棚町福祉医療の支給に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、改正の内容については、住民福祉課長から説明させますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** それでは、私のほうから内容についてご説明いたします。

町長の説明にありましたように、児童扶養手当法施行令の一部改正が令和6年7月31日に公布され、令和6年11月1日施行とされております。

この一部改正による児童扶養手当の所得限度額の引き上げにより、引き上げ後の所得限度額を、川棚町福祉医療費のうち、母子家庭及び父子家庭等に係る福祉医療費支給制度の所得制限に係る限度額とすることとなります。

それでは2枚目の新旧対照表をご覧ください。児童扶養手当法施行令第2条の4第7項が第6項に、第8項が第7項に繰り下がり、これに合わせ条例の改正を行うものであります。

改正本文の附則をご覧ください。この条例は令和6年11月1日から施行することとしております。以上で内容説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。よろしいですね。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第47号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を



改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第47号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13 : 18)

#### 日程第17 議案第48号

**議**            **長** 次に、日程第17、議案第48号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町**            **長** 議案第48号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、川棚町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたので、条例の一部改正を提案するものであります。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明させますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議**            **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

改正の概要でございますが、令和5年6月9日公布の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」、以下この法律を「改正法」とさせていただきます、及び令和5年12月27日公布の改正法の一部の施行期日を定める政令に基づき、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることになっております。

このことによります関係政令の整備及び経過措置に関する政令として、改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令、こちらが令和6年8月14日に公布されまして、令和6年12月2日に施行されることに伴い、川棚町国民健康保険条例中、第29条の改正を行おうとするものでございます。

それでは、新旧対照表によりまして、ご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

第29条は、国民健康保険法に基づく罰則を規定しておりますが、改正法により被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削除されることとなったため、町条例においても当該規定の削除を行うものでございます。改正文の附則をご覧ください。

施行期日は、令和6年12月2日としておりますが、施行日前にした行為に対する罰則の適用、及び施行日以後に改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条に規定される保険料を納付しない場合における被保険者証の返還については、なお、従前の例によることとしております。以上でご説明を終わります。

**議**            **長** これから、質疑を行います。よろしいですね。

「な　　し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第48号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条

例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第48号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:22)

### 日程第18 議案第49号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第18、議案第49号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第49号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」について、提案理由を説明いたします。

川棚町大崎自然公園の指定管理期間が令和7年3月31日となっていることから、新たな指定管理者について提案するものであります。

なお、施設管理のあり方については、令和2年2月の町議会産業建設文教委員会からの「抜本的に見直されたい」との意見を受け、令和4年9月には町内外の有識者による「川棚町観光施設運営のあり方検討委員会」から答申をいただき、庁舎内で「川棚町観光施設運営検討会議」を設置し、答申内容の精査や、各施設の利用形態、財源、課題等を元に施設運営の検証を行いました。その結果、令和5年9月に示された基本方針に基づき、施設ごとに「指定管理制度の活用」、「PFI制度の活用」、「施設の売却・譲渡」と方針を定め、公募手続きを進めてまいりました。

今回提案する川棚町大崎自然公園のうち大崎海水浴場とレクリエーション施設については、基本方針により「指定管理制度の活用」としていることから、議案書に記載の指定管理者を指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

施設の名称は、川棚町大崎自然公園のうち大崎海水浴場とレクリエーショ

ン施設です。

指定管理者は、東京都練馬区関町南1丁目12番4号、株式会社ジェイレック、代表取締役加藤裕之氏です。

指定管理期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間です。

詳細につきましては、企画観光課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 説明をまず。説明をしてください。企画観光課長。

**企画観光課長** はい。詳細の内容につきましては、私のほうから説明いたします。参考資料の1ページをお開きください。指定管理者候補者選定結果として概要をまとめております。

1. 対象施設及び指定期間につきましては記載のとおりです。
2. 募集の方法につきましては、告示するとともに町公式ホームページに掲載する方法をとり、公募としております。
3. 申請団体は3団体ございました。
4. 審査等の過程であります。本件は4月23日に公募を開始いたしました。なお、今回の審査に関しては、まず第1審査として、法人の資格要件への適合性等を確認するために提出書類Aを求め、資格を有すると判断される事業者のみ、第2審査への申請を可能としておりました。第2審査では施設の維持管理、活用方法を確認するために提出書類Bということで書類を求めています。第2審査として審査委員会を開催し、事業者からのプレゼンテーションを求め書面とともに審査を行っております。なお、審査委員の構成は、副町長、総務課長、税財政課長、教育委員会次長、企画観光課長の5名であります。
5. 審査方法についてであります。先ほど概略は説明したとおりであります。6行目後段であります。今回第2審査の結果、採点が最も高かった株式会社ジェイレックを指定管理者として適当と判断し選定いたしました。
6. 審査結果であります。選定いたしました株式会社ジェイレックは、宮崎県をはじめ、多くの体育施設等の指定管理の実績があり、海水浴場についても管理運営の実績があり、安全管理も含めて適正な管理が期待できます。また、管理運営実績のノウハウを活かした町民の平等利用の確保や事業所と

しての経営能力、低コストで管理運営についても実効性の高い提案であると評価しております。

さらに、町の観光振興やスポーツ振興との連携についても全面的な協力体制を取り、スポーツキャンプ団体の新規受入など施設を最大限利用できる提案となっております。次のページ2ページ目については記載のとおりであります。3ページ目をお開きください。

川棚町観光施設指定管理者等に係る審査委員会の審査評点表であります。

事業者ごとの得点を示しております。なお、表の左には選定基準、審査項目を記載しております。次のページをお願いします。

選定した候補者と締結している仮協定書をお示ししております。今回の選定は議会の議決を得るまでは効力が生じないものの、本協定に向け所要の調整が必要でありますので、この仮協定を締結しているものであります。

第2条において対象施設と指定管理期間、第3条において審査委員会により候補者として選定されたこと、正式には議会の議決を経なければならないこと、第5条において、本協定締結前でも準備行為を行うことができるなどを定めております。なお、本議案をご承認いただいた折には、本協定を別途締結する予定としております。

6ページ目以降は提出書類Bとして提案された事業計画書を添付しておりますが説明を割愛させていただきます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**議 長** はい、山口議員。

**3 番 山 口** 大崎観光施設の特段細かい質問ではございませんけども、今回の49号から第52号までの4本の観光施設のいわゆる議案の提出について若干疑義がございますので、その点を町長にお尋ねいたしたい。

49号から52号までの大崎観光施設の指定管理、コンセッション方式による業者選定、及び売却・譲渡による業者選定については8月23日のホームページ、及び8月24日の報道発表について若干疑義を感じております。少し長くなりますが町長にその点について尋ねたい。

大崎観光施設の業者選定については、町の方針が出され、わずか1年足らずのタイトな日程の中、行政については選定等について何らの瑕疵もなかったと非常に、賞賛をいたしております。そしてしかもタイトな日程の中で、

本定例会での議案提出まで至ったことは、職員の努力があったものと敬意を表するものでございます。

しかし、9月定例会の議案であるこの4本の議案を、議会に全く説明することもなく、8月23日に町のホームページで公表され、新聞報道されたことは、行政と議会の信頼関係に水を差し禍根を残しかねない残念なことであり、二元代表制である行政と議会の議会制民主主義の根幹に関わる問題でもあると思われまます。私も町議として4期目になりますが、この間定例会の議案が全協等で議会に説明することなく、ホームページ等で公表されたのは記憶がないとそういうふうに思っております。

議会では産業建設文教委員会で、大崎観光施設の売却・譲渡、指定管理者の公募の方針が示されて以来、大崎観光のよりよい発展に繋がることを第一に、調査研究を実施してきたところでございます。

産業建設文教委員会では、企画観光課から8月2日に委員会開催の要請を受け、日程調整を行い8月30日に委員会を開催し、業者選定について行政側から説明を受けることとしておりました。

委員会では、新しい業者がどのように大崎観光に取り組むのか期待していたところであります。

しかし、8月23日のホームページでの公表は、行政が開催要請をした委員会、議会を飛び越えてのいきなりのホームページによる公表、報道発表で「はしごを外された」感がし、委員会無視、議会無視ではないかとも思われました。

町長は、委員会開催の日程を承知の上で公表を許可したのか。もしそうであれば委員会軽視、無視の確信犯であると思われるがどのように考えるか尋ねます。

また、このたびの公表は、いつ、誰が決定したのか。また。公表した意図は何だったのか。そのとき、議会への配慮は全く考えなかったのか。併せて尋ねます。

今回公表された内容は、9月定例会で町民が最も関心がある重要な議案の一つであると捉えておりました。しかし、議案の大半が報道、ホームページで公表され、町民は決定されたものと捉え、町民から「大崎観光の新しい業者が決定しましたね」と言われ、戸惑い返答に窮された議員もおります。

今回の公表された案件は、本来であれば9月議会で議案として上程され、議会で議論すべきものである。しかし、今回の公表は、町民にはあたかも決定したかのように捉えられ、議会は公表された結果を追随しなさいと迫られているように感じられます。議会は、このことは、二元代表制である議会制民主主義である議会と行政は対等の立場である原則から乖離し、行政が主で議会は従であるという考えがあるのではないかとも思わざるを得ません。行政が絶対決定したことを、議会は承認しなさい、求められているようにも感じられます。まさに、議会無視そのものと言わざるを得ない。考えようによっては、議会不要ではないかとも思われます。このことについて町長はどのように考えるか尋ねます。

最後に今回のようなことが起こった要因は何か、またその責任は、そして今後再発防止にどのように取り組むのか長くなりましたけど、以上町長に尋ねます。以上でございます。

**議 長** はい。町長。

**町 長** 今山口議員からご指摘をいただきましたこと、議員全員の皆さま方にこの場をお借りいたしまして私のほうから深くお詫びを申し上げます。

今回のこういう発表に至った要因といたしましては、先ほど説明がありましたように、7月23日に今回の今の議案の分のプレゼンを受けたところでございます。その後くじゃく荘・しおさいの湯につきましては、8月9日に売却候補者選定委員会が開催され、その結果を私のほうは8月19日月曜日に受けたところであります。それを受けた折には全協のほうで説明をお願いしますということで、伝えをさせていただきました。そのときには担当課長のほうから全協ではなく、産業建設文教委員会のほうで説明を求められておりますということで、私はじゃあそれは分かったということで、その場は理解したところであります。しかしながら、8月30日に委員会が開催されるということと、公表が19日の週の23日に行われたところでございます。ここら、すみません。私の本当皆さまにご迷惑掛けたところだと思っております。公表するという内容は聞いておりましたけども、そこで30日に委員会に説明するということも両方聞いておりましたけども、そこで私がなんて言いますか、議会軽視ではございません。そこで、分かりましたということ

で、伝えたところでございます。できれば公表日をあらかじめ議員の皆さま方にお知らせするのが妥当でございますけれども、ここは本当に私の不徳のいたすところと言いましょか、皆さま方にそういう議会無視とか議会軽視とかいう思いは全くございませんでした。そういう思いはありませんでしたけれども、このような結果を招いたことに対しましては、再度この場をお借りいたしまして、お詫びを申し上げます。

今後につきましては、必ず議員の皆さま方に、公表前には話を通すように、またはホームページに公表する際にも、いついつ何時ごろ公表しますということを事前にお知らせするようにいたしたいと思っております。二度とこういうことがないように行政側も注意し、議会と行政両輪となって今後も町政運営に務めていきたいと思っております。本当に申し訳ございませんでした。

**議 長** ただいま山口議員から質疑がありましたけれども、これは、直接議案の内容等ではありませんけれども、私からも議長としてお願いをいたしておきます。ここにありますように、最終的には議会の議決が必要とされているとなっております。したがって、これからは今後も、こういった状況が生まれるとやはり不信感というのも出てこようかと思っておりますので、やはり今後の行政議会の関係性という観点からも公表のタイミング等も含め、考慮しながら進めていただきますよう私のほうからもお願いをしておきます。この件はこれで締めたいと思えます。

この詳細についての質疑についてこれから、質疑を行います。何か内容等について質疑はありませんか。よろしいですか。毛利議員。

**7 番 毛 利** 先ほどの発言の後にはちょっと恥ずかしいぐらいの細かい質問をしたいんですけども。計画書の中にですね、12ページですね、指定管理の事業計画書、利用料金っていうのが下半分あるんですけど。交流広場のほうの減免料金減免っていうのがありまして、一番下に国・県・町主催の大会やイベントについては減免または免除を行います。普通に例えば学校の部活動であるとかクラブチーム、町内のクラブチームであるとか、今なんか教室なんかホッケーならホッケー教室みたいなのが、子どもたちが集まる企画があるんですけど、そういったものは対象外とかそういう細かいところまでは話は確認はされてないんですかね。



**議** **長** 企画観光課長。

**企画観光課長** はい。毛利議員のご質問にお答えします。プレゼン当日にですね、その詳細の提案については、触れられていない状況でございます。以上です。

**議** **長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

**1 3 番 小 谷** 海水浴場に関してですけれども。昨年からかスローライフプロジェクトということで、海の活用されていると思えますけれども、あれがいつまでなのかっていうのは、ちょっとはつきり覚えてませんが、多分3年区切りだった来年ぐらいまであるのかなと思うんですけども、残っていると思いますが、それに関しては、どのような話をされていますか。

**議** **長** 企画観光課長。

**企画観光課長** はい。小谷議員のご質問にお答えします。おっしゃるように現在大崎海水浴場では、閑散期対策として大崎の地元のまちづくり団体大崎スローライフプロジェクトの皆さまが町づくりの、観光町づくりの活動を行っております。こちらにつきましては、3年間の事業ということで、一定来年度までの事業期間となっております。で今回事業提案のジェイレック様からの事業提案としてもそういう地元の取組については全面的に協力したいというご提案もあっております。で私どもも当然今の観光町づくりの流れというのは、推し進めてる立場でございますので、こういった町と地元と連携しながら今後新たにそういうジェイレックという事業者も加えながら、そのまま観光町づくりをともに進めていきたいと考えております。以上です。

**議** **長** ほかに質疑はありませんか。堀池議員。

**9 番 堀 池** 審査委員会の審査評点表の件です、3ページ。でこの選定の基準が5つあります。その中で一番点数が多い、2番目の事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであるというところが一番60点ということで大きいんですけども。これを見てますと、ジェイレックさんよりもB社のほうがちょっと高いかなと思うんですけども。この辺の違いってというのは分かりますか。

**議** **長** 企画観光課長。

**企画観光課長** はい。堀池議員のご質問にお答えします。今回、ジェイレック様は、おっしゃるように2番目の設置目的の項目これをB社と比較したとき

に若干、B社のほうが高いようなところもございます。ただ内容としてはですね、そんなに遜色ないような印象は受けております。ジェイレック様につきましては、評価されたポイントとしましては、先ほど申し上げましたとおり、これまでの活動実績、他の自治体の実績、そして、誘致活動等の部分が非常に評価された。ここの設置目的というところで、設置目的は利用者の満足度向上に関する取組でありますとか、利便性、利用者の増加を図る取組でありますとか、観光振興方策との連携、その他いう項目でございますが。もうB社のほうはですね、どちらかという、県内で別の事業をされている事業者でありまして、その既存事業のネットワークも活用しながら交流事業この大崎のほうでもですね、活用していきたいというような提案がございました。で両方ともですね、非常に良い提案だっという認識ではあります。が、あとは審査員の採点の結果で、こういったかたちの若干そういったB社のほうが高いというような評価になっているという認識でございます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第49号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第49号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」は、原案のとおり可決されました。

(13:47)

### 日程第19 議案第50号

議 長 次に、日程第19、議案第50号「公の施設の公共施設等運営権の設定の件（川棚町大崎自然公園）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第50号「公の施設の公共施設等運営権の設定の件（川棚町大崎自然公園）」について、提案理由を説明いたします。

川棚町大崎自然公園の指定管理期間が令和7年3月31日となっており、川棚町大崎自然公園の大崎キャンプ場については、基本方針に基づき「PFI制度を活用」としていることから、公共施設等運営権を設定し、公共施設等運営権者について提案するものであります。

この公共施設等運営権の設定につきましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

施設の名称は、川棚町大崎自然公園のうち、大崎キャンプ場です。公共施設等運営権者は、長崎県佐世保市浦川内町914番地2、FANBASE川棚、代表松尾裕司氏です。

管理運営期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

詳細につきましては、企画観光課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 企画観光課長。

企画観光課長 はい。参考資料の1ページをお開きください。公共施設等運営

権者候補者選定結果として概要をまとめております。

1. 対象施設及び指定期間につきましては記載のとおりです。
2. 募集の方法につきましては公募としております。
3. 申請団体は今回1社からの応募がありました。
4. 審査等の過程であります。本件は4月23日に公募を開始いたしました。審査方法につきましては先ほど第49号議案で説明いたしました指定管理者の審査方法と同様でございます。
5. 審査方法でございますが、審査について4行目であります。7月22日に審査委員会を開催し、対面方式により審査を行いました。一定水準以上の評価点を獲得したFUN BASE川棚を公共施設等運営権者として適当と判断し選定いたしました。
6. 選定結果であります。選定いたしましたFUN BASE川棚は、任意団体であり、代表である松尾氏は、当キャンプ場のヘビーユーザーであります。インターネットによる施設情報の開示、インターネットや電話での予約受付を行い老朽化がみられるオートテントサイトの常設サイトの廃止や交換といった提案など、利用者の利便性向上とサービスの向上が図られる提案となっております。

また、キャンプ場の区画ごとに利用料金を見直し、利用者のニーズに対応した運営により利用料金の増加に資する提案も評価されております。次のページをお願いします。

当団体は、今回募集にあたって立ち上げた団体であり、施設運営の実績はないものの、当該施設の利用者目線での経験と知識を活用し、利用者ニーズに対応した効果的な運営が期待できることから公共施設等運営権者の候補者として選定いたしました。3ページをお開きください。

川棚町観光施設指定管理者等に係る審査委員会の審査評点であります。

事業者ごとの得点をお示しております。なお、表の左には選定基準、審査項目を記載しております。次のページをお願いします。

選定した候補者と締結している仮協定をお示ししております。

今回の選定は議会の議決を得るまでは効力が生じないものの、本契約に向けて所要の調整が必要でありますので、締結しているものであります。

第2条において対象施設と指定管理期間、第3条において審査委員会によ

り候補者として選定されたこと、正式には議会の議決を経なければならないこと、第5条において本契約締結前でも準備行為を行うことができるなどを定めております。

なお、本議案をご承認いただいた折には、本契約を別途締結することといたします。6ページ目以降は提出書類Bとして提出された事業計画書を添付しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を。もっと早めに言ってください炭谷議員。

**5 番 炭 谷** そのキャンプ場の設定については、論議をされてきたことと思えますけども、この各種各利用施設のテント等そうそういったものの貸付っていますか、利用者に対しての値上げがここではっきり書かれておりましたけども、その内容についての審議っていうのは、これを移行するについての場合に、意見交換等そういったものがなされたものどうかということをお聞きします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画観光課長。

**企画観光課長** はい。炭谷議員のご質問にお答えします。今回具体的に申し上げますと、事業計画書の8ページにございます料金の設定ということで、事業者からの提案がっております。こちらの内容につきましては、あくまで事業者からの提案ということで、事前に行行政と打ち合わせをしているというような内容ではございません。あくまで事業者の提案ということでございます。

今後こちらは収益性のある施設ということで、今回の議案をご承認いただいた折には、このFUN BASE様が主体となって運営をいただくようになりますので、料金設定についても事前の届出というのはございますが、基本的には事業者の提案に基づく設定になろうかと思えます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員。

**5 番 炭 谷** その内容については、今後もう一任して、金額の高い低いについては、もうこちらの売却したほうには、もう発言権がないというふうに一任したというふうに理解してよろしいですか。

**議 長** 売却じゃないけど、はい。企画観光課長。

**企画観光課長** 今回は売却ではございません。あくまで公共施設の運営権を設定しているということで、3年5年間、失礼しました5年間の運営権をこのFUN BASE様に設定したと設定するという提案でございます。この運営権につきましては、ある程度柔軟に自主的に運営をいただく、そして、収益を稼いでいただくとあくまでその中で、行政はもう指定管理料とか委託料といった行政負担はなしの中で、あくまでも収益の中で、自助努力の中で、運営していただくというところで、料金設定についても基本的には、事業者の提案に基づくものだと考えております。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

**1 3 番 小 谷** あとになってすみません。事業計画書の9ページの中ほどに運営権対価っていうことで書いてあるんですが、利益が出た場合の町に幾ら払うかっていう内容かと思うんですが、3年間は対価なしで4年目以降は利益に対する割合ということで、これは向こうから提出された計画だと思えますけども、この辺の詳細の決定というのは今後どのようなかたちで決めていられるのか、ちょっとそことあと、ここ割合どれくらいっていうのがある程度の決まっているのであれば、そこら辺お願いいたします。

**議 長** 企画観光課長。

**企画観光課長** はい。小谷議員のご質問にお答えします。9ページに記載の運営権対価につきましては、先ほど議員がおっしゃったようにこの施設を運営するにあたって対価として事業者が行政に対して、お支払いするもの類の性質のものでございます。今回提案によりますと、3年間は無償とそして4年目以降は事業利益の割合を割合に応じて、お支払いするというところで、4年目以降の割合等につきましては、今後の協議というかたちで事業者から提案があつているところがございます。今後契約を結ぶ中で、その対価についても4年目以降に別途協議するというようなかたちの契約締結を結ぶ予定としております。以上です。

**議 長** 小谷議員。

**1 3 番 小 谷** 追加でお聞きしますが、利益がでた場合は、対価として収入があるかもしれないでしょうけども、先ほど説明の中で、町からはお金が出ないと、自主的にお願いするということと言われておりましたが、逆に赤字だった場合、運営が厳しくなった場合ってというのは、町からの補助をするようなかたちになるものなのか、それとも、仮にこの5年間の途中で辞退をされた場合、その場合はどのようなかたちになっていくのか、そこの説明をお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画観光課長。

**企画観光課長** はい。小谷議員のご質問にお答えいたします。今回先ほど申し上げましたように、あくまで収益、このキャンプ場の利用料という収益の中で、運営いただくというかたちで行政からの委託料的な支援はないというところで、仮に単年度の決算が赤字になったとしても、そこはもう事業者の判断責任の中で実施いただくこととなります。とはいえですね、P F I の考え方としまして、定期的なモニタリングを行政も行うということとなっております。収益でありますとか経営状況利用者の状況等については、事業者から定期的に報告を求めながら、その経営状況についても行政がモニタリングをしながら、状況が悪くならないように、行政としても協力してまいりたいと考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。企画観光課長。

**企画観光課長** すみません。補足回答が漏れてた点がありましたので、追加で回答いたします。万が一この5年間の間に撤退等ですね、収益が状況が芳しくなく撤退等の懸念があるときはどうなるのかというご質問についてですが、もうそのときには新たな事業管理運営の事業者を公募するかたちになるかと思っております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。よろしいですか。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第50号「公の施設の公共施設等運営権の設定の件（川棚町大崎自然公園）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第50号「公の施設の公共施設等運営権の設定の件（川棚町大崎自然公園）」は、原案のとおり可決されました。

(14:01)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(14:02)

(…休 憩…)

(14:15)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第20から第21 議案第51号から第52号

議 長 次に、日程第20、議案第51号「町有財産の処分及び無償譲渡について（川棚町大崎保養・宿泊施設）」から日程第21、議案第52号「町有財産の処分及び無償譲渡について（川棚町大崎温泉施設）」までこの2件を川棚町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第51号「町有財産の処分及び無償譲渡について（川棚町



大崎保養・宿泊施設）」について、及び議案第52号「町有財産の処分及び無償譲渡について（川棚町大崎温泉施設）」について、提案理由を説明いたします。

川棚町大崎保養・宿泊施設、及び川棚町大崎温泉施設の指定管理期間が令和7年3月31日となっており、当該施設に関しては、基本方針に基づき「売却または譲渡」としていることから、公募を行い、当該財産の売却・譲渡先として選定したので提案し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第51号の川棚町大崎保養・宿泊施設に係る財産の内容は、（1）から（3）にお示ししておりますが、公共の宿くじゃく荘に係る土地、建物、及び付帯設備備品一式であります。

土地は川棚町小串郷字満切レ71番他、一覧は別紙を添付しております。建物につきましては、川棚町小串郷字満切レ71番他、構造は鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下1階、地上5階建であります。次のページをお開きください。

2. 譲渡額であります。土地につきましては、1億2,000万円、建物、付帯設備、及び備品については無償譲渡としております。

3. 契約の相手方ですが、福岡県久留米市善導寺町飯田829番地1、マルゼングループ協同組合、代表理事、古賀大輔氏、及び福岡県久留米市善導寺町飯田415番地1、丸善観光開発協同組合、代表理事、大場清貴氏としており、4. 処分及び譲渡の時期は令和7年4月1日としております。

また、5. 契約の条件といたしましては、譲渡物件については、譲渡後10年間は旅館業法に基づく宿泊施設の用途として経営を行うこと及び所有権の移転を禁止することを条件としております。

議案第52号の川棚町大崎温泉施設に係る財産の内容は、（1）から（3）にお示ししておりますが、川棚町大崎温泉しおさいの湯に係る土地、建物、及び付帯設備備品一式であります。

土地は川棚町小串郷字串ノ浦237番地他、一覧は別紙を添付しております。建物につきましては、川棚町小串郷字串ノ浦237番他、構造は、本館棟は鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下1階、地上1階建、家族風呂棟は木造

平屋建であります。次のページをお開きください。

2. 譲渡額であります。土地につきましては、1億4,000万円、建物、付帯設備、及び備品については無償譲渡としております。

3. 契約の相手方ですが、福岡県久留米市善導寺町飯田829番地1、マルゼングループ協同組合、代表理事、古賀大輔氏、及び福岡県久留米市善導寺町飯田415番地1、丸善観光開発協同組合、代表理事、大場清貴氏としており、4. 処分及び譲渡の時期は令和7年4月1日としております。

また、5. 契約の条件としては、譲渡物件については、譲渡後10年間は公衆浴場法に基づく温浴施設の用途として経営を行うこと及び所有権の移転を禁止することを条件としております。

詳細につきましては、企画観光課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** 企画観光課長。

**企画観光課長** それでは私のほうから詳細につきまして説明いたします。参考資料の1ページをお開きください。町有財産移譲候補者選定結果として概要をまとめております。

1. 対象施設及び指定期間につきましては記載のとおりです。

2. 募集の方法につきましては公募としております。

3. 申請団体はグループ応募としてマルゼングループ協同組合及び丸善観光開発協同組合からの申請があり、当グループは公共の宿くじゃく荘、及び川棚大崎温泉しおさいの湯の両施設に申請をいただいております。

4. 審査等の過程であります。本件は5月17日に公募を開始いたしました。審査方法にあたっては第49号議案で説明いたしました指定管理者の方法と同様であります。なお、審査委員会の構成は、副町長、総務課長、税財政課長、教育委員会次長、企画観光課長の5名ですが、専門的事項に係る助言を得るためアドバイザーとして、長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合、及び十八親和銀行から同席をいただきました。

今回は事業者から提案がありました「くじゃく荘」と「しおさいの湯」を一体的に運営したいとの希望がありましたので、審査においても両施設併せて審査をいたしました。

5. 審査の方法であります。審査については、2行目に記載がありま

す、資格要件を問う提出書類Aに関しては3事業者から応募があり、適格と判断いたしました。8月9日に審査委員会を開催し、提出書類Bの提出があった1事業者についてプレゼンテーションによる審査を行いました。

下から2行目ではありますが、審査の結果、審査委員の合計評点は555点となり、町有財産移譲候補者として適当と判断し選定いたしました。次のページをお願いします。

6. 審査結果であります。選定いたしましたマルゼングループ協同組合、及び丸善観光開発協同組合は、全国で運送事業や物流事業を展開し、ゴルフ場や観光ホテル経営などの観光事業も運営している団体でもあります。

本町新谷地区にグループ所有の保養所があり、今回の事業提案においては、くじゃく荘、しおさいの湯、保養所の3施設を一体的に運営し、現地法人として運営を行う提案となっています。

移譲後の経営については、従業員については、現在の指定管理者が雇用している従業員を現状の雇用のまま継承する点について高い評価となっています。

また、事業開始後に徐々に経営改善を行い、仮に収支にマイナスが生じた場合はグループで補填し、経営改善と収益アップのための経営計画、施設の改良計画を立てるという提案となっております。

3行とびますが、今回の審査にあたり、アドバイザーからは、事業者の経営状況として今後の施設運営について十分な資金力が確保できる体力があると判断できる点や、従業員を主役にお客様目線を大切にする経営方針については旅館・ホテル事業者として適正な考え方であるという点について助言がございました。

7. 審査会の総評であります。当該事業者は、川棚町大崎半島の自然を活かし、現在の従業員や取引事業者を継承しながら集客を上げるための事業計画を立てる点や、経営基盤が安定している点、地域貢献に資する点などが高い評価となっており、総合的に判断して町有財産移譲候補者として適正であると判断しております。3ページ目をお開きください。

川棚町観光施設売却候補者選定委員会の審査評点結果表であります。

事業者ごとの得点を示しております。なお、表の左には選定基準、審査項目を記載しております。次のページをお願いします。

選定した候補者と締結している仮契約書をお示ししております。

当契約は、譲渡内容を定めたものであります。

第1条は仮契約として、第2項において仮契約であり、議会の議決に付し可決を得たときに仮契約の内容をもって譲渡契約が成立するものとし、第3項において議会の可決が得られなかった場合には効力は消滅することを規定しております。

第2条第1項において移譲物件を定め、第2項において、移譲物件に変動が生じても、現状のまま引き渡し、金額等は変更しない旨を定めております。

第3条は譲渡代金として土地代金は2億6,000万円、建物及び付帯設備については無償としております。次のページをお願いします。

第8条は所有権の移転及び譲渡物件の引き渡しについて定めており、移譲物件の所有権は代金等の支払いが完了している場合、令和7年4月1日に移転する旨を定めております。また第2項において、令和7年4月1日までに土地の所有権移転に必要な分合筆登記等が完了していない場合は、町の費用負担による登記完了後、候補事業者へ移転することとし、その間は土地を無償で貸し付けることとしております。

第13条は用途指定として、候補事業者は移譲物件について事業者が提出した企画書の内容に沿ってくじゃく荘に関しては旅館・ホテル業、しおさいの湯については公衆浴場の用途としなければならず、その期間は第2項において10年間と定めております。

14ページ目以降は提出書類Bとして提出された事業計画書を添付しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** これから、一括して質疑を行います。田口議員。

**10番田口** 委員会のときに聞かなかったので、1・2点お聞きします。

契約の相手方がマルゼングループ協同組合っていうのと丸善観光開発協同組合っていうように、2つになっております。今説明があった、仮契約書でも乙及び丙っていうようになっております。で譲渡先は土地及び建物は譲渡先は乙及び丙っていうように、並列して書かれております。そうしますと、譲渡後は土地及び建物はこの2つの協同組合の共有財産になるのかというこ

とお聞きします。

それから、関連してですけども、この2つのそれぞれの共同組合の業務というものはどのように分かれているのか、マルゼングループ協同組合っていうのと丸善観光開発協同組合のそれぞれの業務内容の違いを教えてくださいなと思います。

それからそれに関連するような話ですが、譲渡後はどこかに書いてありましたが、いずれ保養所を入れて3つの施設を一体的に運営して、法人化をするというような方針になっておりますから、1法人で将来的にはこの3か所を運営するということになると思うんですが、当面はそのこの2つの協同組合がくじゃく荘としおさいの湯をそれぞれなんか分担して、行うとかなんとかっていうその両者の分担関係があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画観光課長。

**企画観光課長** 田口議員のご質問にお答えします。まず譲渡先としましては、契約上はマルゼングループと丸善観光開発ということではしておりますが、先ほどの説明にもありましたとおり、事業者として、町内の新谷の保養所も含めた3施設を含めた仮称であります、「川棚観光開発株式会社」というような地元法人を、今回議決をいただいた折には早々に年度内に設立したいというような、事業者からの提案といえますか話もあっております。そうなりますと、4月1日以降の運営につきましては、もう地元法人がメインとなって運営を行うというかたちになろうかと考えております。

なお、所有権の移転に関しましては、契約書はですね、第16条でございますが、所有権については、乙及び丙は10年間甲の承認を得ずに譲渡する、第三者に譲渡することはならないと。ただし丸善グループ内の組織変更、または統廃合による移転は除外すると。グループ内の部分については除外するというところで考えております。はい。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員、グループ協同組合と観光開発の協同組合の仕事の内容はということですけども、それでよろしいですか。よろしいですか。

**10番田口** 答弁でいいです。一社で行われているというように理解しております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 辻議員。

**6 番 辻** この条件で10年って縛りがありますよね。温泉施設とかホテル旅館業が10年間。もし、これ10年じゃなくて、5、6年でですよもうほかのものに使いたいということのになったら場合にはどうするんでしょうか。

**議 長** 企画観光課長。

**企画観光課長** はい。現状はですね、民法上10年が最長用途指定ができる期間がですね、最長ということで。そちらの10年を採用し制限を掛けております。当然町としましては、こちらは観光施設として将来にわたって大崎半島を盛り上げていただきたいという思いがございますので、用途指定を掛けておるところでございます、途中でですね。例えば5年間で変更したいということは今の契約上はですね、考えていないところであります。以上です。

**議 長** ほかに、堀池議員。

**9 番 堀 池** 選定結果の明細を見させてもらったんですけども、説明会には、しおさいの湯は3事業、くじゃく荘が7事業があつて、で提出書類Aの提出これが3事業になっていきますと。これ説明会に来て、書類出したのが3事業っていう分かれれば、その4事業なぜ出さなかったのかっていうのが分かれれば。もう1つは資格要件は3事業者へ適格と判断しましたよと通知出してるんですけども、1事業者しか提出がなかったと。その辺の経過等分かれればと思ひまして。

**議 長** 企画観光課長。

**企画観光課長** はい。堀池議員のご質問にお答えします。まず事前説明会の折には、くじゃく荘においては7業者、それが審査提出書類Aの段階では3業者に減っていると。この段階の部分については詳しい内容については確認取れておりません。そしてBの段階ではさらに2事業者減りまして、結果1事業者の提案ということとなっております。こちらについても具体的なヒアリングというのは、実施できておりませんが、現地にですね、現場を見られた段階でお話があったのは、その施設の老朽化とかですね、今後の改修がちょっと見込まれるなというところが非常に心配されておったところがございました。定かではございませんが、そういったところがやはり最終的な判断に繋がったものとも思っております。以上です。

**議** **長** ほかに。堀池議員。

**9 番 堀 池** はい。3 ページで選定委員会の審査評点結果表というのがあります。でこの中で1社だけだったんですけども、特に配点よりもかなり低いところ、経営能力及び経営基盤に関する項目ということで、宿泊施設経営のための収支計画が妥当であるか。これが配点が125点のところ77点。それともう一つ、2番目事業計画に関する項目、宿泊施設としての利用者の確保及び利用者サービスの向上が図られる計画となっているかというところが配点100点のところは58点、2番目は100点のうち68点とかなり低いんですけども、この低さで一社しかなかったからそうなったかもしれませんけど。この低さっていうのはどういうところが低かったのか、ご説明できればと思います。

**議** **長** 企画観光課長。

**企画観光課長** はい。こちらにつきましては審査員が5名おりまして、それぞれの配点の中で、結果的にですね総得点として555点を得たかたちで、的確であると判断しております。でそちらの個々の内容でですね、どういう評価がなされたとかいうところについては、詳細は分からないところであります。結果的に募集要項上で、6割を超える事業者については資格があると定めておる中で、そこの要件に満たしているものと考えております。以上です。

**議** **長** 小谷議員。

**1 3 番 小 谷** 資料の2ページの審査結果の部分の中ほど、雇用に関してですけども。高い評価が、現状のまま継承できるところは継承していくということで出ておりますけれども、仮に4月1日から運営権が代わったとしてですよ、そのあと、すぐそのままのかたちで運営されるのかどうかっていうのは、分からないんですが。その点をどのように話がされてるんでしょうか。例えば改修等されるのであれば、しばらくは休業されるかと思えますけれども、その期間のその雇用に関してですね、今の現状の従業員さんをそのまま雇用するといっても、その休業している期間の雇用に関してはどのような話になっているのでしょうか。

**議** **長** 企画観光課長。

**企画観光課長** はい。参考資料の40ページをお開きください。一番後ろで

す。企画書の補足資料ということで、大きな項目の2番目、改修工事などの投下資金の予算組みということで、施設の改修や改良工事のための予算を計画するため可能であれば売却決定通知をいただいたのちに、建物や設備に関する調査を行いますということがなされております。この計画の中では当面ですね、大規模な施設改修を行う計画はなく、売却決定をなされたのちにですね、そういう計画を計画したいということで事業者としては考えていらっしゃいます。そういう中では4月1日からはもう継続したかたちで新体制の中で運営を行いたいという提案がなされておりますので、雇用についてもスムーズなかたちで引き継がれるようにですね、現在の管理者とも協議をしながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに小谷議員。

**1 3 番 小 谷** 今の説明でいけば、じゃあそのまま休業せずに、4月から経営が代わってそのまま営業していくってことで理解します。でちょっとほかのもう一個、ほかの件でちょっと質問したいんですけども。前も一回聞いたんですけども、温泉の源泉キャンプ場のほうにあると思いますけれども、あれに関してはどのようなかたちになっていくのでしょうか。その温泉自体をこのしおさいに使われるしおさいとこのくじゃく荘で使われていると思いますけども、それに関してのその権限っていいですか、どのようになっていますか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画観光課長。

**企画観光課長** はい。温泉源につきましては、現在キャンプ場の付近に湯揚げのポンプ温泉源がございます。こちらにつきましては、県有地でございますが、先日県との協議をしておるところでございますが、県としては、その県有地を売却するということについては否定的な考え、すみません。県としては、賃貸借、町に賃貸借をするのか、事業者に賃貸借をするようなかたちで進めたいという提案がなされておまして、いずれにしましても、温泉源を活用しながら営業がスムーズに行くように、県とも引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小谷議員。

**1 3 番 小 谷** 賃借というかたちになるというような説明ですけれども。現状は町が借りてる状態っていう見方でいいんですか、でそれを、仮に町が賃借



してるとして、今回このようなかたちで譲渡ってかたちになりますけれども。今後のその予定としては、町が借り取る要は温泉の源泉の所は町が管理をして、でその温泉を使うのは、ほかの業者さんというかたちになるのかと思いますけども。この場合、そのなんて言います、料金といますか、発生がするものなのかどうか、その点をお願いいたします。

**議**            **長** 企画観光課長。

**企画観光課長** 当施設に関しましては、現状県から町が賃借を受け、管理運営を行っております。今後4月1日以降につきましては、実際使用するのは、丸善グループに議決いただいた後にはですね、ていうかたちになろうかと思いますが、この施設の維持更新につきましても、2年間で、すいませんちょっと具体的金額はうろ覚えですが、2年間に1回ほどの更新が必要ということで、その更新についても数千万の予算が必要となっている状況でございます。そういった水準を賃借料というかたちで事業者から求めるようなことを想定しております。以上です。

**議**            **長** 小谷議員。

**1 3 番 小 谷** 想定してるっていう答弁だったですけども、この契約の中にはその点何も触れてないんですが。そういう話はもうできているものなんですか。できた上での想定なんでしょうか。そこをお願いいたします。

**議**            **長** 企画観光課長。

**企画観光課長** はい。事業者とも協議をそのようなかたちで進めているところでございます。以上です。

**議**            **長** ほかに質疑はありませんか。堀池議員。

**9 番 堀 池** はい。この議案書の中で先ほど説明がありました。譲渡の問題なんですけども。付帯設備及び備品は無償譲渡ということで、書かれていますけども。現在の付帯設備及び備品は全てが町の所有ではないと思います。少ない金額は観光協会が小売とか、そういうのされてんですけど、そういう一覧表は終わったんですか。

**議**            **長** 企画観光課長。

**企画観光課長** はい。今回しおさいの湯とくじゃく荘につきましては、これまでも指定管理というかたちで運営をいただいております、その原資につきましては、基本的に指定管理料ということで、基本的には行政の所有という

かたちだと思っております。しかしながら、公益事業で購入した部分にもあろうかと思えます。この公益事業で購入した部分につきましては、観光協会の所有というものもございますので、その点につきましては、どの部分がそういう公益事業で購入した備品なのかというところを、観光協会に確認しているところでございます。以上です。

**議** 長 増山議員。

**2 番 増 山** はい。名称の変更とかいう話とかは出ているんでしょうか。

**議** 長 企画観光課長。

**企画観光課長** プレゼンテーションの中で事業者からですねそういった提案はなされておりません。以上です。

**議** 長 ほかに。炭谷議員。

**5 番 炭 谷** その先ほどの話を聞いておりますと、売却・譲渡の後には、新谷郷にある新しい施設と3つを1つの共同体として経営されるっていうふうな方法であるというふうに伺ったわけです。その今の段階で契約は売買契約の相手と、そのグループの関連性というふうに一番になっていこうかと思えますが、私が思うのは、そのこの3つの共同体が経営をしていくようになると雇用の問題、今くじゃく荘観光協会に所属しておられた方を継続して雇用するというようなことも約束ができたというふうに、先ほど話もあつたんですけども、そのどうかなと思えるのが、新しい団体になった場合に、それをどこまで今契約書を交わしている丸善グループのほうからの規格の新たな団体であるというようなことを口実に、その雇用の約束がほんとに守れるのかっていうようなちょっと心配があるわけです。そこらへんの経過は流れていくようなことで、今までの経過もあつて、確立的なものになっているのかどうかっていうことをちょっと伺いたいと思います。

**議** 長 企画観光課長。

**企画観光課長** はい。炭谷議員のご質問の趣旨としては、企画提案の中では地元雇用を、現状雇用されている方を引き続き継承するという提案がなされているが、本当にそれが守られるかという趣旨のご質問だと理解して答弁いたします。今回はまだ議決をなされておりませんので、事業者ともそういう前提で協議は進めておりますが、例えば今運営をされている観光協会様と直接そういったミーティングもできておりません。そういう中で、まずは議決い

ただいただいた後にですね、今後契約をされる丸善さまと指定管理者との協議を、失礼いたしました。まだ議決いただいてない状況ではございますので、まずは議決いただいた後にです、議決いただく後に具体的に丸善グループとも協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

**議 長** 炭谷議員。

**5 番 炭 谷** ちょっと分かったような、分からないようなところがあるので、一つ確認をしたいと思います。先ほどからの説明によると、評価の段階でも、そういった継続をお願いできるようなことが、評価としても上がっている。だから評価点数も上がっているんだというようなことも言われた節もあったんですけども、今からそれをしていくっていうよりもそういうことの確率が高いから評価が良かったんだっていうのを、もう自分のほうでまだ今から検討してまいりますではちょっとおかしいというふうに思うんですけど。きちんと根拠を持っておかないと、今から交渉しますって今答弁であったように、そこらへんはもうちょっとこちらのほうがきちっとしておかないとっていうふうに思うわけです。もう一角が崩れされているんじゃないかと思うよね。そういう誤解を受けがちですので、もうちょっときちっと筋を通してもらわないとちょっと心配な面があると思いますけど、どうでしょうか。

**議 長** 副町長。

**副 町 長** はい。お答えします。町としましては、審査をする段階でその雇用の継続でありますとか、地場の産業、継続して取引を地元の方とするところを、最重要事項として捉えて審査をしておりますので。そして、そのような提案もいただいておりますので、今はそれを受けた提案をの中で、審査した結果ということで、ご理解をいただければと思います。その内容は今課長のほうから説明したように、これまでの雇用形態を継続していくという内容でございますので、町としては、それを信用して今回提案として受け止めてるということでございます。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。小牟田議員。

**8 番 小 牟 田** 温泉源について、確認とちょっと心配なことを言いたいと思いますが。私実際、温泉源は土地が今確認したところは県の所有で施設については町の所有ということで、認識しているんですけども。この温泉源

の利用権、使用权についてはですね、何にも触れてないんですよ。それでこの実際あそこの施設を利用するとすると、温泉は必要なものでキャンプ場でも、もしかしたら温泉を利用したいというふうな提案があるかもしれません。そうした場合にですね、やっぱりこの今度の契約の中にその温泉源についての使用权あるいは利用法こういうのが契約の中に必要じゃなかったのかなというふうに心配しておりますが、いかがでしょうか。

それと先ほどちょっとお尋ねしたところ、施設の維持管理費がけっこうな管理費になる。例えばノロウイルスとかの発生が出たときの責任問題。あるいは、今後その泉源が枯渇したするというふうな状況も先々踏まえてですね、そういうこの温泉源の利用法について、やっぱり真剣に検討すべきじゃないかと思うんですけれども、この点について、どう考えかお答えしていただきたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。ちょっと回答にもう少し時間が掛かるようですので、ここでしばらく休憩をいたします。

( 1 4 : 5 5 )

(…休 憩…)

( 1 5 : 1 0 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。答弁いいですか。企画観光課長。

**企画観光課長** はい。先ほど小牟田議員のご質問にお答えいたします。まずこの温泉源でございますが、土地につきましては、県有地でございます。でこちらについて、県有地であるということについては事前説明の折に事業者にも説明をしております。そしてそういう中でスムーズに温泉は活用できるように、現地説明の折にも説明しているところでございます。県有地の部分については県のほうと現在協議を進めておりまして、現在は町が貸借を受けているような状況でございますが、今回今後事業者が替わるということになれば転貸という扱いだらうかと思っておりますので、県にそういった扱いができるかということで、今協議を進めているところでございまして、そちらの協議が整えば契約を具体的な契約の方法について、まず事業者と協議を進めたいと考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小牟田議員。

**8 番 小 牟 田** 今の説明を受けてですね、大体分かりました。ただ汲上施設、これについては町の財産ですよ。で今後例えば供給するにあたって、その管理ですよ。結局ポンプ室ですかね。ポンプ室の管理を行政として町が継続して行っていくのか、おこなっていく場合にはその維持管理費用が必要になる。そうなってくるとやっぱりその使用料とかなんとかの設定っていうのが必要になってくるんじゃないかなろうかと考えますが、いかがでしょうか。

**議 長** はい。企画観光課長。

**企画観光課長** おっしゃるようにポンプにつきましては、町の所有でございますが、県先ほど土地の部分については、県と協議を進めてると申し上げましたが、まずはそのですね、県がどうかたちで対応できるかというところを確認したのちにですね、町有の施設についてもどういう扱いをするのかというところは協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

**議 長** 小牟田議員。

**8 番 小 牟 田** はい。分かりました。今回はですね施設の譲渡それに売却の案でございますので、それに付帯したことについて、その泉源のことをお聞きいたしました。この温泉源というのは非常にこのキャンプ場にしてみてもおさいの湯あるいはそのくじゃく荘についても、これがないとやっぱり運営するにあたって魅力がない。ですから、一番根幹的な大事なところだと思います。今後協議を進めていただきまして、早急に良い方向に解決をしていただけるようにしていただければと思います。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。山口議員。

**3 番 山 口** もう細かいことは聞きませんが。3点ほどちょっとお尋ねしたいと思います。

コンセッション方式によるキャンプ場が3年間、それからキャンプ場と自然公園が5年間の指定管理ですね。そしてくじゃく荘としおさいの湯は売却・譲渡ですけれども10年間の目的外使用は不許可と目的外使用と、言い方悪いんですけども。そうすればこれがですね、この期間内にもう辞めたとか。キャンプ場コンセッション方式ですけども。これ赤字どうにもならんから2年で辞めたとか、そして指定管理も3年ぐらいで辞めますよと。もうお手上げと、くじゃく荘も宿泊施設じゃ金もうどうもならんからほかんとやりますよといったときに違約金が発生するのかどうか。これが第1点でござ

います。

それから次に、当然これ公募による、いわゆるプレゼンテーションをやって、その提案を受けながら選定したわけです。そのプレゼンテーションをもとに選定すれば、選定した責任として、これをプレゼンとした内容にしたがって運営されているかというのをどのようにチェックをしていくか、当然そのもうはい指定管理を決めましたよ、売却しましたよ、あとはもう業者任せでやりっぱなしですよということになれば、全く条件が異なるわけですよ。だからそういった当然そこに、そのプレゼンテーションどおりにですね、提案どおりに運営されているか、当然チェックしていただかないと困る。じゃそれどうやっていくのか、これ2点目。

3点目、非常にこういうこと言うの申し訳ないんですけども、一応くじゃく荘としおさいの湯を売却して、2億6,000万というお金が町に入るわけです。そしたらこの用途をですねどう考えているのか。ただ単に、何とかの基金に置くのか、それともなんか町民のために使うのか、2億6,000万ですから。もうそういったことも一つ町民が一生懸命税金払って造った施設でございますので。当然それについては町民に還元するとそういうこと考えながらですね、用途について考えてるのかどうかこの3点をお尋ねしたいと。

**議 長** はい。企画観光課長。

**企画観光課長** まず3点ご質問ございました。まず違約金が発生するののかという点でございますが、こちらにつきましては、現契約上そういったものは記載して明記しておりませんので、明記してない状況でございます。

次の2点目のプレゼン内容どおりに実施されるかというところを、どうやって担保していくのかというご質問につきましては、PFIにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、定期的にモニタリングをするというような趣旨がございますので、そういった中で実施していくと。で指定管理につきましても、今後につきましては、議員がおっしゃるように事業計画どおりに事業が進捗しているのかというところにつきましては、指定管理事業者と連携を密にしながら意見交換を進めてまいりたいと考えております。

3点目の売却代金の活用方法につきましては、こちらにつきましては、町のさまざまな重要課題がございますので、そういったところを実現するため

に、有効的に今後も活用してまいりたいと考えております。以上です。

**議** **長** 山口議員。

**3 番 山 口** 最後の答えがですね、2億6,000万という金が、町が今まで町民の税金を納めてきてね、つくった財産を処分した金なんですよ。そして様々な課題に使うということは、小出しにね、どっかに1,000万ここに2,000万と使ったらね、何に使ったのか全く分かんなくなると。ですから結局町民が、こういうかたちで使ってありがたいなとかたちをね、企画しながらね、ぼんと使っていたらいいと思うんですけどね。なんか1,000万あっちやって、2,000万やるなんてしよったらね、何に使ったか分からなくなる。だからできれば、そういうことをね、きちんと考えて、なんかここに足らんから、ちょっと継ぎはぎみたいこう出そうとか、そういうことじゃなくて、売却したけどもこれだけ町民のために使いましたよと、方向を検討していただきたいと思うんですけどね。どうですかね。

**議** **長** 町長。

**町** **長** はい。山口議員がおっしゃるとおりだと思っております。まだ本会議で契約を決定いただいておりませんが、次年度予算にかかってくると思いますので、次年度にかけて、どういう政策がいいのかというのを今後検討させていただきたいと思っておりますのでございます。

**議** **長** ほかに質疑はありませんか。辻議員。

**6 番 辻** これが入ってきたらですね、ぜひ子育て支援にですね、回していただきたいと思います。やっぱり学校給食とかですね、保育料の無料化とかですね、よろしくお願いします。町長。

**議** **長** ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

**議** **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第51号「町有財産の処分及び無償譲渡について（川棚町大崎保養・宿泊施設）」から議案第52号「町有財産の処分及び無償譲渡について（川棚町大崎温泉施設）」まで2件を一括して採決したいと思えます。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第51号「町有財産の処分及び無償譲渡について（川棚町大崎保養・宿泊施設）」から議案第52号「町有財産の処分及び無償譲渡について（川棚町大崎温泉施設）」までの2件は、原案のとおり可決されました。

(15 : 22)

## 日程第22 請願第3号

**議**            **長** 次に、日程第22、請願第3号「消費税インボイス制度の廃止を求める請願書」を議題といたします。

ただいま議題となっております、請願第3号「消費税インボイス制度の廃止を求める請願書」は、総務厚生委員会に付託したいと思えますがこれに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、請願第3号「消費税インボイス制度の廃止を求める請願書」は、総務厚生委員会に付託することに決定



をいたしました。

( 1 5 : 2 2 )

**議**            **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。どうもお疲れ様でした。

( 1 5 : 2 3 )

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長                              村    井    達    己          

会 議 録 署 名 議 員                              毛    利    喜    信          

会 議 録 署 名 議 員                              小 牟 田    一    紀